

令和 6 年
第 1 回定例会
会 議 録
(第 2 号)

令和 6 年 3 月 7 日

令和6年第1回 江 差 町 議 会 定 例 会
(第2号)

◎ 期日及び場所

令和6年3月7日(木) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

日程第1 議案第6号～議案第15号、
議案第16号～議案第29号、
議案第32号、議案第33号
令和6年度江差町各会計予算並びに関連議案中

□ 財政課・税務課 所管分

- 議案第11号 令和6年度江差町港湾整備事業特別会計予算について
- 議案第15号 江差町財政調整基金の処分について
- 議案第7号 令和6年度江差町国民健康保険費特別会計予算について

□ 町民福祉課 所管分

- 議案第21号 江差町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について

□ 健康推進課 所管分

- 議案第7号 令和6年度江差町国民健康保険費特別会計予算について
- 議案第8号 令和6年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第20号 江差町看護職員養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例について

□ 高齢あんしん課 所管分

- 議案第9号 令和6年度江差町介護保険特別会計予算について
- 議案第22号 江差町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関連条例の整備に関する条例の制定について

□ 農業委員会・産業振興課 所管分

- 議案第10号 令和6年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について
- 議案第24号 江差町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 江差町港湾管理条例の一部を改正する条例について

□ 追分観光課 所管分

- 議案第 3 2 号 指定管理者の指定について

□ 建設水道課 所管分

- 議案第 1 3 号 令和 6 年度江差町水道事業会計予算について
○議案第 1 4 号 令和 6 年度江差町公共下水道事業会計予算について
○議案第 2 6 号 江差町給水条例の一部を改正する条例について
○議案第 2 7 号 江差町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
○議案第 2 8 号 江差町公共下水道条例の一部を改正する条例について
○議案第 2 9 号 江差町公共下水道利用促進条例の一部を改正する条例について

□ 教育委員会（学校教育課・社会教育課） 所管分

- 議案第 1 2 号 令和 6 年度江差町奨学金特別会計予算について
○議案第 3 3 号 指定管理者の指定について

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 2 | 議案第 1 6 号 | 江差町コミュニティプラザえさしの設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 1 7 号 | 江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 1 8 号 | 江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 1 9 号 | 江差町青少年問題協議会条例を廃止する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 2 0 号 | 江差町看護職員養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 2 1 号 | 江差町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 2 2 号 | 江差町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 2 3 号 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関連条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 1 0 | 議案第 2 4 号 | 江差町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 1 | 議案第 2 5 号 | 江差町港湾管理条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 2 | 議案第 2 6 号 | 江差町給水条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 3 | 議案第 2 7 号 | 江差町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準 |

		並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 4	議案第 2 8 号	江差町公共下水道条例の一部を改正する条例について
日程第 1 5	議案第 2 9 号	江差町公共下水道利用促進条例の一部を改正する条例について
日程第 1 6	議案第 6 号	令和 6 年度江差町一般会計予算について
日程第 1 7	議案第 7 号	令和 6 年度江差町国民健康保険費特別会計予算について
日程第 1 8	議案第 8 号	令和 6 年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 1 9	議案第 9 号	令和 6 年度江差町介護保険特別会計予算について
日程第 2 0	議案第 1 0 号	令和 6 年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について
日程第 2 1	議案第 1 1 号	令和 6 年度江差町港湾整備事業特別会計予算について
日程第 2 2	議案第 1 2 号	令和 6 年度江差町奨学金特別会計予算について
日程第 2 3	議案第 1 3 号	令和 6 年度江差町水道事業会計予算について
日程第 2 4	議案第 1 4 号	令和 6 年度江差町公共下水道事業会計予算について
日程第 2 5	議案第 1 5 号	江差町財政調整基金の処分について
日程第 2 6	議案第 3 2 号	指定管理者の指定について
日程第 2 7	議案第 3 3 号	指定管理者の指定について
日程第 2 8	同意第 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 2 9	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について

◎ 会議に付した事件

日程第 1 議案第 6 号～議案第 1 5 号、
議案第 1 6 号～議案第 2 9 号、
議案第 3 2 号、議案第 3 3 号
令和 6 年度江差町各会計予算並びに関連議案中

□ 財政課・税務課 所管分

- 議案第 1 1 号 令和 6 年度江差町港湾整備事業特別会計予算について
- 議案第 1 5 号 江差町財政調整基金の処分について
- 議案第 7 号 令和 6 年度江差町国民健康保険費特別会計予算について

□ 町民福祉課 所管分

- 議案第 2 1 号 江差町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について

□ 健康推進課 所管分

- 議案第 7 号 令和 6 年度江差町国民健康保険費特別会計予算について

- 議案第 8 号 令和 6 年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 20 号 江差町看護職員養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例について

□ **高齢あんしん課 所管分**

- 議案第 9 号 令和 6 年度江差町介護保険特別会計予算について
- 議案第 22 号 江差町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 23 号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関連条例の整備に関する条例の制定について

□ **農業委員会・産業振興課 所管分**

- 議案第 10 号 令和 6 年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について
- 議案第 24 号 江差町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 25 号 江差町港湾管理条例の一部を改正する条例について

□ **追分観光課 所管分**

- 議案第 32 号 指定管理者の指定について

□ **建設水道課 所管分**

- 議案第 13 号 令和 6 年度江差町水道事業会計予算について
- 議案第 14 号 令和 6 年度江差町公共下水道事業会計予算について
- 議案第 26 号 江差町給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第 27 号 江差町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 28 号 江差町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第 29 号 江差町公共下水道利用促進条例の一部を改正する条例について

□ **教育委員会（学校教育課・社会教育課） 所管分**

- 議案第 12 号 令和 6 年度江差町奨学金特別会計予算について
- 議案第 33 号 指定管理者の指定について

日程第 2 議案第 16 号 江差町コミュニティプラザえさしの設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 3 議案第 17 号 江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4	議案第 18 号	江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第 19 号	江差町青少年問題協議会条例を廃止する条例について
日程第 6	議案第 20 号	江差町看護職員養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 21 号	江差町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 22 号	江差町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 23 号	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関連条例の整備に関する条例の制定について
日程第 10	議案第 24 号	江差町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 11	議案第 25 号	江差町港湾管理条例の一部を改正する条例について
日程第 12	議案第 26 号	江差町給水条例の一部を改正する条例について
日程第 13	議案第 27 号	江差町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 14	議案第 28 号	江差町公共下水道条例の一部を改正する条例について
日程第 15	議案第 29 号	江差町公共下水道利用促進条例の一部を改正する条例について
日程第 16	議案第 6 号	令和 6 年度江差町一般会計予算について
日程第 17	議案第 7 号	令和 6 年度江差町国民健康保険費特別会計予算について
日程第 18	議案第 8 号	令和 6 年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 19	議案第 9 号	令和 6 年度江差町介護保険特別会計予算について
日程第 20	議案第 10 号	令和 6 年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について
日程第 21	議案第 11 号	令和 6 年度江差町港湾整備事業特別会計予算について
日程第 22	議案第 12 号	令和 6 年度江差町奨学金特別会計予算について
日程第 23	議案第 13 号	令和 6 年度江差町水道事業会計予算について
日程第 24	議案第 14 号	令和 6 年度江差町公共下水道事業会計予算について
日程第 25	議案第 15 号	江差町財政調整基金の処分について
日程第 26	議案第 32 号	指定管理者の指定について
日程第 27	議案第 33 号	指定管理者の指定について
日程第 28	同意第 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 29	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について

◎ 出席議員（10名）

議長	長	萩	原	徹
副議長	長	塚	本	眞
議	員	打	越	東 亜 夫
〃		飯	田	隆 一
〃		室	井	正 行
〃		小	梅	洋 子
〃		西	海 谷	望
〃		出	崎	太 郎
〃		大	門	和 幸
〃		増	永	一 彦

◎ 欠席議員（1名）

議員	員	小	野	寺	眞
----	---	---	---	---	---

◎ 出席停止議員（1名）

議員	員	田	畑	豊	利
----	---	---	---	---	---

◎ 出席説明者

町	長	照井 誉之介
副町	長	田畑 明
教育	長	出崎 雄司
総務課	長	岸田 礼治
まちづくり推進課	長	尾山 徹
財政課	長	長尾 恵一
税務課	長	西海谷 靖
町民福祉課	長	畑 竜哉
健康推進課	長	白鳥 智子
健康推進課 参事		若狭 巧
産業振興課	長	竹内 強
産業振興課 参事		布施 順司
追分観光課	長	国仙 敏孝
建設水道課	長	岸田 雄治
高齢あんしん課	長	畑 明日香
出納室	長	岸田 真由美
学校教育課	長	宮津 宗介
社会教育課	長	安田 克臣
総務課 主幹		森 直彦
まちづくり推進課 主幹		秋山 悦子

(議会事務局)

局	長	梅川 年代
書	記	三宮 弘之

※ベルが鳴る

(議長)

ただ今の出席議員数は、10名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

昨日に引き続き、令和6年度各会計予算並びに関連議案について、各所管課の単位で補足説明を求め、質疑を受けることといたします。

(議長)

日程第1、議案第6号から議案第29号、議案第32号、議案第33号の令和6年度江差町各会計予算並びに関連議案中、財政課、税務課所管の予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

おはようございます。それでは私から、財政課所管予算につきまして提案をさせていただきます。

始めに予算資料7ページの20番、会計事務です。事業費は191万7千円。

本事業では、出納業務にかかる事務経費を計上しておりますが、新年度予算においては、総務省の通知に基づき、指定金融機関の公金収納事務のデジタル化を進めるため、銀行の窓口収納における、手数料の適正化を図る観点から、北洋銀行の口座振替手数料が増額となるため、対前年で114万7千円の増額となりました。

次に27番。陣屋円山地区、町有地法面崩落防止です。定例会資料追加資料39も合せてご覧下さい。事業費は7千万円。前年度、同額です。本事業は、町の帰属となった民間事業者による宅地造成地の崩落、法面崩落を防止する工事で、実施設計を含めて、令和2年度から5か年で進めており、令和6年度に図面のD箇所を施工することで完成となります。

施工方法については、法枠工がフリフレーム工法、伏工は植生マットとなります。

工期については冬前に、完成となるよう12月定例会で繰越明許費補正をお願いしながら翌年2月から11月までを見込みます。

次に29番、江差町議会議場、映像設備更新です。追加資料40をご覧ください。

事業費は772万円。失礼致しました、777万2千円です。新規事業となります。

今年度では、老朽化した議場音響設備を更新しましたが、新年度では、更に映像設備を更新すると共に、ユーチューブ配信ができるよう環境整備を行い、広く議会活動を知ってもらうことで江差町の街づくりに関心を寄せて頂き、町政の発展を目指します。

次に少し飛びますが、資料13ページ、244番まで進んでください。海水浴場運営です。事業費は1,397万5千円。対前年で576万9千円の増額となります。

これにつきましては、かもめ島前浜、えびす浜海水浴場の運営経費となりまして、例年、監視業務の委託費と砂浜の整地費を計上してございます。今回増額となった内容につきましては、潮の流れなどに伴い、えびす浜の砂の量が増してきたことに加え、漁業者からはこの砂が波浪等で再び海に戻ることで、付近の藻場を覆い生態に悪影響を与えている事や、津花漁港区の航路の一部を塞いでしまいかねない状況が見受けられます事から、そういった情報が寄せられております事から、砂地の整地と合わせて町の土捨て場に砂を搬出することとしたものです。搬出した砂につきましては、希望者への売却を検討して参ります。

次に246番、かもめ島中央遊歩道保全対策工事法面崩落防止です。

本日、お手元に配布を致しました、追加資料41の方をご覧ください。新事業となります。

事業費は、7,083万4千円。財源の道支出金は引き続き、北海道の地域づくり総合交付金を見込んでおります。本事業につきましては、かもめ島へ訪れる観光客の安全対策を図るもので、今年度に行われた地盤調査の結果を踏まえた本工事となります。

工期については、繁忙期の観光客の通行に配慮し、本年11月から翌年3月まで。工事場所については、島上に上がる階段中腹部左手の斜面になります。工法については、自然環境を損なうことなく、斜面を安定させられるノンフレーム工法を取り入れます。

次に280番、町営住宅南が丘第2・4団地、シロアリ駆除対策です。

本事業は100、失礼致しました、事業費は143万円。対前年で299万2千円の減となりました。本対策は、令和3年度から始めているもので、南が丘第2団地、第4団地をABC、3つの地区に分けてそれぞれの地区に毒えさ、毒餌を設置し、設置後2年間をかけてモニタリングするものです。令和3年度から令和5年度までに、すべての地区の毒餌設置完了しており、令和6年度と令和7年度はモニタリングのみとなります事から、事業費の大きな減額となりました。

最後に、港湾整備事業特別会計を説明致します。更に飛びまして、33ページにお進み下さい。

予算総額は、273万1千円。対前年、147万3千円の減額となりました。会計全体の内容につきましては、大きく変更はありませんでしたが、減額の内容については、港湾センターの貨物一時保管庫のオーバースライダー工事に関して、令和5年度では、オーバースライダー本体、えー新しい年では、オーバースライダーを支える枠を改修する内容となりました事から工事費が大幅減となったことによります。

えー引き続き、予算の方終わりましたが、えー議案第15号の、江差町財政調整基金の処分につきまして、説明をさせていただきます。議案書、93ページをご覧ください。

令和6年度一般会計当初予算の編成にあたり、江差町財政調整基金の設置管理及び処分に関する条例第1条により、一般財源の不足額を埋め、収支の均衡を図るため、同条例第6条の規定に基づき、令和6年度中に3億円を取り崩すことにつきまして、ご承認いただきたく議会に議決を求めるものです。

財政課の説明は以上となります。ご審議方宜しくお願い致します。

「税務課長」

税務課長。

(議長)

税務課長。

「税務課長」(補足説明)

おはようございます。それでは、税務課が所管しております、一般会計と国民健康保険特別会計の予算についてご説明致します。

まず始めに、一般会計の歳入になります。えー予算書の22ページから23ページの1款、町税でございます。町税につきましては、総額7億2,577万円を計上し、前年対比で3,533万2千円の減となったところでございます。

減収の要因といたしましては、令和6年度の国の経済対策として、令和6年度分の個人住民税1万円の定額減税が実施されることに伴い、町民税において、3,840万円の減収が見込まれ、税収が減となります。

なお、定額減税に伴う個人住民税の減収額については、全額国費で補填されることから、予算書27ページに記載の県税支援対応交付金として、同額である3,840万円の収入が国からございます。税収、予算書27ページ、すみません、失礼いたしました。税収については、3,533万2千円の減収となりますが、実際には、定額減税分の国の補填額の3,840万円を合わせると、前年比で300万円程の増を見込んでの予算額となります。

次に、歳出となります。歳出につきましては、予算資料の方で前年と比較し、大きく変更がある事業についてのみ説明させていただきます。

予算資料の8ページの事業番号52番と、57番から63番の当課所管の、えー63番が当課所管の事業になります。

えー始めに予算資料の59番の課税電算処理につきましては、令和6年度の固定資産税評価替えの結果をシステムに反映させる業務が完了したことにより、前年度と比較して、75万8千円減となり、予算額は29万1千円を計上してございます。

えー次に60番の課税事務につきましては、税制改正に伴うシステム改修が、今年度は減少したことにより、前年度と比較して10万2千円減となり、予算額は325万8千円

を計上してございます。

え一次に61番の町税滞納管理システム管理につきましては、現行の滞納管理システムは、令和7年11月から全国統一の標準化システムに移行する予定となっていることから、システム機器を再リース契約して使用している所でございますが、再リースに伴い、今年度は通信機器が故障する恐れがあることから、通信機器を新しい物に交換することにより、前年度と比較し、74万8千円増とし、予算額は339万8千円を計上してございます。

次に、62番の収納対策事務につきましては、昨年度から納付書にQRコードを印刷し、対応してございますが、QRコード用の窓付き封筒作成のための印刷製本費が、前年度と比較し27万3千円増となり、147万4千円を計上しております。

え一次に、63番の渡島檜山地方税滞納整理機構につきましては、失礼しました、渡島檜山町税滞納整理機構負担金につきましては、今年度は負担金が増額となったことにより、前年度より16万円増となり、予算額は106万1千円を計上してございます。

え一尚、それ以外の事業につきましては、事務的経費であり例年と大きく変わってございませんので、割愛させていただきます。

え一次に国民健康保険特別会計の当課所管分になります。

え一まず歳入ですが、予算書の148ページから149ページの1款、国民保険税でございます。国民保険税につきましては、総額1億1,898万3千円を計上し、前年対比で129万3千円の減となったところでございます。

減額の要因といたしましては、令和6年度は、道の保険料に対する激変緩和などが無くなったことにより、北海道に納付する国民保険税の納付額が500万円ほど増額となった一方で、令和12年度の保険料統一に向けて、保険税の急激な増加を抑制するために、基金の補填と現行の徴収率を0.5%引き上げることにより、保険税の収入が減ったものでございます。

次に歳出ですが、予算書の140、失礼しました。154ページから157ページの賦課徴収費と収納率向上対策事業費となりますが、事務的経費であり、例年と大きく変わってございません。

以上、簡単ではございますが、税務課所管の予算の説明を終わります。

ご審議の方宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、補足説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

え一と、財政で2件だけ。

まず、1点目。あの一財政調整基金ね、今回ね、あのまあ金額ちょっと大きんだけど。でもね、これ地方債のね、残高、ずーと見て行く、見るとですね、そんな大きい変動無いんですよ。ね、それと、うーんと財調も、ね、それなりにきちっと積みさってる。

だから、こういう事業がある時はね、やっぱりね、調整基金をね、取り崩しても、ちゃんと、今、頑張ってる人方のためにね、やっぱり予算使うって事です。なんにもかんにもね、削減、削減、縮小、縮小でやったら、今、段々と人方、可哀そうよ。ね、そういう人のために、やっぱり財政調整基金、ちゃんと使って、有効な手当てを打つてくと、そういうふうに検討、考えますので、この辺をね、あまり委縮しないで、ね、あなた方、ちゃんと出来るんだから、ね、おがしい事なんて、やる訳ないんだから、ちゃんとそういうのは、自覚してると思うけど、その決意をね、財政あずがってる担当課長の方から一言。

それともう1点。かもめ島。これよく、頑張って予算付けましたね。これ、どういう補助金、半分入るんだね。それでね、これ11月からなっていましたね。これ本当はね、建設水道課と相談して、発注は早くてもいいんだよ。ね、こういう工事っていうのは、向かえました、直ぐ出来ないんだよ。ね、役所に出す書類いっぱい有りますよね。これで1ヵ月ぐらいかかっちゃうんだ。だから、本当の真冬にね、雪降ってる時に、最中にですよ、さあこれから段取りしましょ、スタートしましょっていうのは、ちょっと大変だね、ないかなと思うんです。そういう点は、建設水道課と十分協議して貰いたいんですけど、これについて、この2点について、簡潔に答弁願いたいと思います。以上。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

はい。えー、只今、室井議員から2点、えーご質問頂きました。

1つ目の財政調整基金。えー、まあ政策、施策上の必要ある時には、萎縮する事無く、まあ取り崩して使うべきだという事のご質問を頂いたという事です。

それであの、基金、そうですね、あの、私も初めて予算編成に付きました。で、厳しい財政状況の中ですね、限られた財源を如何にこう、守るべき住民サービスに振り分けて、そして攻めるべき町づくりに向けて行くかと、非常にこういうところで、苦労した予算編成という印象です。

ただ、そういう中で、えー、財調の残高に気を向けるばかり、その町づくりにお金を向けられないことについてもですね、無いように、そこは財政とまちづくり両輪になって、今回、予算の方を措置させて頂いたということです。

今後につきましても、財調残高には十分気も、配慮もしながら、そして、もう一方で起債の発行残高、これもあのご指摘のとおり、十分に配慮しながら、平準的な財政運営をす

る事で、持続可能な、えー行財政運営、ここに繋がって行けるように、私としてもですね、あの今、議員のご指摘を頂きながら、気を付けて、事務について行きたいというふうに思ってますんで、よろしくお願いします。ありがとうございます。

2点目の、かもめ島の施工時期の関係でございました。

えー、このことにつきましても、本年度、地盤調査を終えてますけれども、そのコンサル業者さん、それと当然、議員言われるようにですね、建設水道課の担当課長も、あのこの間ずうっと協議に混ざって頂いてですね、工期の設定の方、今、想定してございます。

ただその、やはり、えー夏場に観光客が到来する時には、一時的に足場を掛ける事で、通行を出来なく成る様な場面も想定されるという話でございましたので、現時点では、冬施工という事での工期設定をさして頂きました。

ただあの、今、ご質問頂きましたとおり、発注時期を早めて、そしてその工期を長く取ることによってですね、お客さんにも配慮しながら施工できるようなやり方が有るんじゃないかというご助言でもございますので、その辺りもうちょっと、これから発注前に検討さして頂きたいと思ってますので、ご理解頂きます。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

財調の関係で。

あの一、副町長。財政課長、すごい、いい目付けて、ちゃんと答弁してます。ちゃんと副町長ね、そういう考えで、財政運営やって来ていますね。

副町長は、ね、ちゃんと、そういう思い持ってる担当課、担当課長に対して、きちっとね、あの支えてやるっていうのが大事だと思いますので、その決意だけ。

(議長)

副町長。

「副町長」

はい。あの一、今、財政課長言った内容、そのとおりでございまして、まあ、あの一、押しなべて、収入と支出、まあバランスをとれて、やればいいんでしょうけども、もう、あの一、まず第一義的には、色んな事業、政策、政策的な事業をやる場合には、国や道や色んなところの補助金のメニューのですね、洗い出しから実は始めてます。

そう言った中で、まあ最終的に、先程、後段にも言った、起債に、言わば借金をする部分は、これはきちっと率を見ながら、年にいくら返す事が大体いいのかという事も踏まえながら、最終的には財調の睨みを見ると、こういうまあ順番になる訳ですけども。

いずれにしても、そう言った、あ一、トータルの町づくり含めて、今、これから、色んなもの進んでございますんで、あの本当に、萎縮という言葉、議員からも出ましたが、

そういう事ではなくて、きちっとこの行財政運営を、まあ、平準化という言葉は、平均化という言葉では無いんですけども、まあ後退せずにですね、きちっと前に攻める部分は攻める部分で、特に財調の方も睨みながら対応していると。

これは、庁舎内ではきちっと共有されてございますんで、そういった事で、あの肝に銘じて、我々やってると、そういう事でございます。よろしくお願いします。はい。

(議長)

他に質疑希望ありませんので、財政課、税務課所管の予算並びに関連議案についての質疑を終わります。

説明員、入れ替えのため暫時休憩いたします。

休憩 10 : 20

再開 10 : 22

(議長)

会議を再開いたします。

次に、町民福祉課所管の予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

「町民福祉課長」

町民福祉課長。

(議長)

町民福祉課長。

「町民福祉課長」(補足説明)

おはようございます。(「おはようございます」の声)

町民福祉課が所管する、えー予算につきまして、予算資料の事務事業の一覧を用いながら新規事業あるいは、主要な事業に絞りまして説明させていただきます。

予算資料8ページをお開き下さい。えー住民運動対策費、事業ナンバー50になりますが、町内会自治会活動支援につきましては、昨年度と大きな変更はございません。

次に、事業ナンバー64から71番の戸籍住民登録費でございます。変更があるものとしてしましては、事業ナンバー68の戸籍システム住基システム改修の146万3千円になってます。戸籍関係のシステムは、戸籍と戸籍の附票のシステムに分かれてまして、戸籍は国民が出生から死亡するまでの身分関係を記載しているもので、法務省の管轄になります。戸籍附票、附票を、附票は本籍を定めた以降の、住所の移り変わりを記録したものになり、総務省の管轄となります。

えー昨日の補正予算でも、戸籍附票システム改修の補正予算と繰越明許費補正を計上させて頂きましたが、昨年末に、国から戸籍と戸籍附票への振りかな表記の表示様式が示さ

れまして、それぞれのシステム改修について、最初は令和6年度予算で計上する予定でしたが、総務省所管の戸籍附票システム改修に係るものについては、令和5年度中に補助金申請をしなければならなくなったことから、3月定例会で補正対応とさせていただき、法務省所管の戸籍システム改修については、当初予算で計上させて頂くというものでございます。

えー尚、これらのシステム改修につきましては、七飯町に設置してある、渡島檜山6町による共同利用サーバーを改修するものでございまして、6町で全体額を按分しながら経費削減を図っているものでございます。

事業ナンバー70、71の戸籍システムと住民基本台帳システムのリプレースでございますが、これは江差町に設置しているシステムの耐用年数経過に伴う改修でございます。こちらにつきましても、渡島檜山6町で機器の一括購入をすることで、経費削減を図っている所でございます。それ以外の事業につきましては、昨年度と大きな変更はございません。

次に、事業ナンバー79から82の社会福祉総務費でございますが、4事業とも内容に大きな変更はございません。

次に、事業ナンバー85、86の社会福祉施設費でございますが、町民福祉課所管の水堀コミュニティセンターと南が丘ふれあいセンターの管理運営経費になりまして、こちらも前年と大きな変更はございません。

次に、事業ナンバー100から105の障がい者福祉費でございます。

各事業とも近年の実績等勘案しての予算計上となっておりますが、事業ナンバー104の障がい者医療給付が前年対比で562万4千円増の3,197万円で予算計上させていただいております。これはですね、透析患者の増加と生活保護受給者の入院などで更生医療費が増えていることから、実績に基づき増額で予算計上させて頂いているものでございます。その他の事業につきましては、前年とそれ程大きな増減はございません。

次に、予算資料10ページの事業ナンバー113から126の14事業が児童福祉総務費となっております。前年と増減が大きいものといしましては、事業ナンバー116、子供発達支援推進と、事業ナンバー118、児童手当支給が前年対比でそれぞれ、500万円弱の減で予算計上となっております。これは、上ノ国の子供発達支援センターへの江差町からの利用者割合が減っている事や、少子化に伴う児童手当支給対象者の減少が主な理由となっております。

事業ナンバー123、放課後デイ「たまみずき」移送サービスと事業ナンバー124、子育て世帯新築・中古住宅購入助成は、どちらも令和5年度より開始された事業となっておりますが、実績に基づきながら、令和6年度におきましても継続して実施していくものでございます。

新規事業といしましては、のちほど条例改正の提案をさせていただきますが、事業ナンバー125の江差北小学校、学童保育所町立化として、消耗品や備品関係で50万6千円を計上させて頂いております。

事業ナンバー126の第3期江差町子ども子育て支援事業計画等策定につきましては、

新たな計画が令和7年度より開始となりますことから、現在、子どもや保護者を対象としたアンケート調査を実施しておりまして、その調査結果を反映させながら、令和6年度中に第3期の計画策定を進めていくものでございます。

予算説明は最後になりますが、事業ナンバー129から131が常設保育所費になります。新規事業費として、事業ナンバー113、かもめ保育園遊戯室LED照明器具取替工事で143万6千円の計上をさせていただきました。

先般、かもめ保育園のですね、遊戯室天井のランプが10個の内4個切れまして、業者に確認を依頼したところ、現行のランプは既に製造中止となっているため、LED照明器具に取替えさせて頂くものでございます。

以上が、町民福祉課所管の予算に関する説明とさせていただきます。

最後に、江差町学童保育所設置条例の一部改正についてご説明させていただきます。

議案書は107ページ、108ページ、議会資料は28ページ、資料ナンバー25をお開き願います。

今回の条例改正につきましては、これまで父母会で運営されてきた江差北小学校区の学童保育所を父母会からの要望もあり、令和6年4月1日より町立化にして運営していくため、条例の一部を改正するものでございます。

名称につきましては、父母会からの意見や児童1人1人がそれぞれの特色を活かしながら輝いて欲しいという想いと、虹色には多様性や共存の象徴的イメージが持たれていることなどから、江差町にじいろ児童会とさせて頂いたものでございます。

また定員につきましては、江差北小学校と南が丘小学校の児童数が、概ね同規模となっておりますことから、南が丘小学校区のつばさ児童会と同じ25名の定員とし、場所は江差北小学校体育館内にある、メモリアルルームを利用させて頂くものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で補足説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望あり、質疑希望ありませんので、町民福祉課所管予算並びに関連議案についての質疑を終わります。

説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 10:30

再開 10:31

(議長)

会議を再開いたします。

次に、健康推進課所管の予算並びに関連議案について、一括、補足説明を求めます。

「健康推進課長」

健康推進課長。

(議長)

健康推進課長。

「健康推進課長」(補足説明)

おはようございます。(「おはようございます」の声)

健康推進課が所管しております予算及び関連条例の改正につきまして説明致します。

先に議案第20号、江差町看護職員就学資金貸付条例の一部を改正する条例について、説明致します。議案は106ページ、資料は27ページ、新旧対照表をお開き下さい。

当事業は、町内医療機関における看護業務人員の確保及び医療環境の充実を図る事を目的として、平成26年度から開始致しました。制度概要を申しますと、月額5万円以内の貸付で、卒業後、看護資格を取得し、江差町に住民票を移し、町内医療機関に5年勤務すると、返還を免除するという内容になってございます。

今回の改正は、看護師養成校を卒業するまでに、土日の生活費を含む、月額に換算すると約10万円の費用がかかることを考慮し、月額貸付金額を5万円以内から10万円以内とするものでございます。

次に予算について、ご説明致します。一般会計でございます。継続事業は説明を省略し、新規事業及び内容に変更があった事業等に、事業等についてのみ説明をさせていただきます。

番号132、看護師等育成確保対策でございます。先程、条例の一部改正のご説明をした通り、貸付月額上限を5万円以内から10万円以内への増額でございます。予算額は540万円で、前年度から360万円の増額でございます。

138番、看護師、看護師、あ、失礼しました。保健師確保対策でございます。令和2年度から保健師が欠員しており、公募しておりますが、応募する方がなく、採用に結び付かない状況が続いております。保健師養成校教員との意見交換で、札幌近郊での就職を希望する学生が多い事も分かりました。国保連合会や町ホームページだけでは、なかなか町の魅力を知ってもらうことが難しい事もあり、保健師を目指す学生を対象に、江差町の魅力、保健師業務の魅力を伝えるインターンシップを、事業を令和5年度から実施したところ、大学2年生、3年生の参加が7名ありました。6年度採用には結びつかなかったのですが、江差町に興味を持ってくれた学生もいた事から、一定の効果があったものと評価しております。

今年度も引き続きインターンシップを事業及び養成校教員との意見交換を実施して参ります。予算額は56万4千円でございます。

番号145番、妊娠・出生期の健康支援でございます。ここでは妊婦健康診、妊産婦健診及び、それに伴う交通費助成などの妊娠出生期の支援を行っております。6年度新たに、産後ケア事業を実施致します。

内容は、産後において支援が必要な母子を対象に、産科医療機関に宿泊し、専門職による心身のケア、育児サポートや指導を受ける事業でございます。また不妊治療費助成については、生殖補助医療と同時に行った先進医療に対し、5万円を上限に助成し、お子さんを望むご夫婦の経済的支援を充実させると共に、令和5年度に構築しましたメール相談体制についても、広報やホームページ等で周知浸透を図って参ります。

番号148番、生活習慣病予防対策でございます。ここでは、各種健診や保健指導等の事業を行っております。その中の後期高齢者の一般検診は、集団検診のみでございましたが、6年度は町内医療機関で、個別で健診を受けることができる体制を整備し、受診率の向上に努めて参ります。

令和6年度以降の新型コロナワクチン接種についてでございますが、3月の広報の折り込みで周知しておりますが、改めて現時点の状況についてお伝えしたいと思います。

国は今年3月末まで、特例臨時接種として実施しておりますが、令和6年度からは新型コロナウイルス感染症を予防接種法のB類疾病に位置付け、定期予防接種として実施する方針でございます。これはインフルエンザワクチンと同じ類型であり、接種対象者につきましてもインフルエンザワクチンと同様で、65歳上の方、60～64歳で心臓、腎臓、または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限されている方、及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方となっております。定期接種の開始は、今年、あ、今年度秋とされており、年1回の接種とする方向です。詳細につきましては、未確定の部分もあり、今後の国の動向を重視し、詳細が分かり次第、町民周知をすると共に、当町での接種体制構築等の検討を進めて参ります。

次に、国民健康保険費特別会計の予算についてご説明致します。

予算資料1ページをご覧ください。予算の歳入歳出総額は7億7,098万5千円で、3,520万3千円の減となりました。詳細につきましては、26ページの予算構成表をご覧くださいと思いますが、減額になった主な理由は、被保険者数の減少などによる保険給付費の減でございます。

国保事業は、平成30年に北海道が財政運営の責任主体となった国保制度改正から7年目を迎えます。北海道は被保険者の公平化を図るため、道内どこに住んで居ても、同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険料負担となる統一保険料率による加入者の公平さを令和12年度を目途に目指しております。

町としましても、道が定める北海道国民健康保険運営方針に基づき、今後の方針の見直しなどの動向に注視しながら、道が進める統一保険料率に向け取り進めて参ります。

また、適正な事務の遂行と医療費適正化に向けた事業の推進、5年度策定した第3期国保データヘルス計画、第4期特定健診と実施計画の推進を図るべく、各種保険事業を実施し、町民の健康意識を底上げに努めて参ります。

最後に、後期高齢者医療特別会計についてご説明します。

資料、あ、予算資料1ページにお戻りください。予算の歳入歳出総額は1億5,170万9千円で、1,555万1千円の増でございます。増加になった主な理由でございますが、北海道後期高齢者広域連合への納付金の前年度保険医療分の増額によるものでございます。詳細につきましては、28ページ、予算構成表をご参照下さい。

後期高齢者医療は広域連合と町が事務分担をしており、おりますが、今後も広域連合と連携し、適切な制度運用ができるよう努めて参ります。また6年度は、後期高齢者のレセプトから見えた健康課題に対する保険事業と、フレイル予防を中心とした健康づくり事業を関係課と連携し実施致します。

この事業は、広域連合の受託事業でございまして、生活習慣病予防と重症化予防、健康寿命延伸に努めて参ります。

以上、健康推進課の所管の説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、補足説明が終わりましたので、質疑を許します。

「室井議員」

はい。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

えーと、ごぐろうさんでした。

えーとですね、まあ私、ちょっとした思いから、ちょっとあの一、読みますので、それに対する答弁をですね、あの一、まあ出来なかったら、どっちでもいいですけど。

あの一こう、今説明受けた中でね、あの妊娠とかね、出産、事業No.で言うと145番ですか、145番それと151、152。これらに関してですね、よろしいですか。に関して、私はですね、将来的にはね、やっぱし、きちっと、なお支援すると。そういう意味でですね、完全に無償化して行く、そういう方法、検討してもいい時期なのかなと私は思います。

なにも、よその真似をしてね、よその町の真似してやるんで無くてですね、少なくとも手を付けて無いんじゃないくて、もし江差町でこれ完全に無償化して、したらですね、どのぐらい年間、ね、予算が増えるのか、どうなるのかってことは検討する必要があると思いますよ。

これ無償化にして、言いますけど、だからと言って人口が増えるとか、子供が増えるとか、そういう事には、即、結びつかないかもしれないけど、でも、それはしっかりね、やっぱし、把握しておく必要があると思いますよ。

このぐらい予算増えんだら増えますけど、町民の皆さんどうしますかって、判断をね、

仰げるようなことをやるべきではないのかなと思いますけど、如何でしょうか。

「健康推進課長」

健康推進課長。

（議長）

健康推進課長。

「健康推進課長」

えー今、室井議員からのご提案、ありがとうございます。

えー色々と、少子高齢化、まあ少子化の問題っていうのは、あの子供が少ないという事は、将来的に色んな仕事に就く方が少ない、全てに関わって来るというところでは、重要な課題かなと思います。

で、実際に、まあ仮に無料化した場合に、どのくらいのお金が、まあ予算として必要なのかというのは、現在、あの、そういうような、あの数字は、あの検討は、しておりませんが、これからの、あの検討課題としては、えー完全な無償化、医療費なり、えーそういうところの、子育ての応援のギフトなり、というところでは、あの考えて行かなければならない時期が来ているのかかもしれないなと言う事を改めて感じました。

これから、えーどの位の予算が掛かってって言うのは、次の、あの段階に進めて行くときに、必要になって来るかなと思いますので、そのように考えたいと思います。

（議長）

室井議員。

「室井議員」

よろしいですか。町長に答弁求めた訳ではないんだ。今日、初めて。

今、課長ですね、色んな課題がある、そういう中でも、やっぱり1つのね、方向性として検討する必要が有るのではないかというような、今、答弁貰いました。

これは、誰もですね、容認する人は居ないと思うんですけども、要は財政の問題、最終的には財政の問題と、お金だけじゃない、こういう江差をつくりたいんだっていうものが無かったらですね、これだけバラまいても駄目なんです。

今後、江差の10年、20年後に、こういう町にしたいんだと、皆と一緒にですね、こういう子育て支援を、しっかりやってくって事、両方大事な事だと思いますので、これは課長答弁では無くて、副町長か町長どっちかが答弁して下さい。

（議長）

町長。

「町長」

えー、室井議員から出産、或いは子育てに対する、想いというところを聞かせ頂きました。

私自身もですね、子育て支援というのは、最初の選挙の時から大きな柱として、掲げさせて頂いて、今、町政運営を担わせて頂いております。

えー今、少子化の中で、どういった国づくりをして行くべきか、地域づくりをして行くべきかと考えた時には、社会全体で子育てし易い環境を作って、支えて行くような体制を作って行くべきだと。そして、こういう小さな町においてもですね、出来る限りの支援をして行く事が、あーこの町に、この国全体の発展にも繋がって行くし、町の発展にも繋がって行くと私は確信しています。

そう言った中で、どういった支援をしていくべきか、どういった支援をしたら子育てし易い環境に近づくのか、いうことをですね、しっかり見極めながら、出来る最大限の事をやって行きたい、それが私の想いでございます。

きっとそういう想いはですね、室井議員と想いを同じくしているところでございますので、是非ですね、担当課ともしっかり意見を交わしながらですね、子育てし易い環境を最大限作って行く、そういう事を努力して行きたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。よろしくお願いします。

「室井議員」

いいですか。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

町長、いい答弁ですよ。

私はね。時間掛かるんだ。だから今、道の駅のね、子供のね、そういう楽しめる場所を作る。これが、とっても大事なんですよ。

だから町づくり、よその町に負けないだけのね、素材、江差には有るんですよ。だから少し位のね、財政支出しても、そういう町をつくると。それと合わせて、子育てをしっかりとやるんだというような、強いメッセージをね、ちゃんと発信する必要が有ると思います。

副町長、いいですね。これは大事なことです。町長、今、前向きな答弁言いました。あと、ちゃんと軌道に乗せるのは、あなたのね、事務方のトップのね、あなたの鉛筆一本とは言いませんよ、腹一つです。頑張ってやって貰いたいと思っておりますので、どうぞ決意を言ってください。

(議長)

副町長。

「副町長」

えと、まあ子育ての関係で、まあ江の島の子育て環境の話も、議員からお話しありました。

まあ、ほんの少しだけ言いますと、妊娠して、江差の町民のみならず、まあ近隣町、出産する場所の問題、病院の問題から、それから交通費の問題、様々この一、育児に当たって、非常に、まあ都会に住む人方よりも、簡単ではない地域にあるって事で、あの一、もう、車で行ってる途中で本当に、出産してしまうケースやら、色んな事も含めてですね、トータルとして、まず色々と、担当課とは意見調整はしてます。

そういう意味で、こういった部分が必要かというのは、町長言ったとおり、そういう事で、あの一これから制度設計少しずつ出来るところからやりたい。

えー、加えて、やっぱり国自体も、こうやって各町の子育てが、競い合ってますね、いい部分と、やはり国も、きちっと子育ての対応もすべきだなというふうに、一方では思ってます。

で最後に、えー出産して、子育てしてっていうだけではなくて、この地域、江差町としては、子供の遊ぶ場所が非常に少ないと、こういったところを受けて、今、道の駅の特徴ある部分として、子育ての、雨が降っても、し易い環境を作ると。こういうところに、まあ結びついてる訳でございますんで、それらを一体的に、あの我々、えーまあ、ただ出産する子育てでは無くて、遊び場所も含めて、トータルとして考えて、今、政策を打ち出して、動き出していると、こういう事でございますんで、一生懸命やらせて頂きます。

以上です。はい。

（議長）

次、小梅議員。

「小梅議員」

はい。えーと、149番の、んーと、健康づくり気運の盛り上げて項目が有るんですが、どういう事やってんでしょうか。

（議長）

健康推進課長。

「健康推進課長」

えーと、気運の盛り上げていう事では、健康ノルディックウォーキングの、あの普及であったりとか、そういう、あの一運動の部分と、あと食生活改善協議会さんの協力を得ながら、減塩であったり、まあバランスのいい食事を摂ったりというところでの、ベースの活動をしています。

えー、コロナ禍においては、ここの活動がほぼ出来ない状況になって来たというところ

で、えー今年度、まあ来年度から少し力を入れて行きたいという事になっております。

(議長)

他に質疑希望ありませんので、健康推進課所管の予算並びに関連議案についての質疑を終わります。

11時迄、休憩いたします。

休憩 10 : 50

再開 11 : 01

(議長)

会議を再開いたします。

高齢あんしん課所轄の予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

「高齢あんしん課長」

高齢あんしん課長。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」(補足説明)

おはようございます。(「はい、おはようございます」の声)

高齢あんしん課所管分、一般会計からご説明申し上げます。

予算資料は9ページから10ページをご覧ください。予算資料9ページ、事業番号は83番、89番から97番、10ページ106番から109番まで主に、大きな増減があった事業についてご説明させていただきます。

9ページ、83番、老人福祉センター管理。90番から96番、福祉バス購入までが高齢者支援係担当の事務事業となります。

(議長)

ちょっと待ってください。田畑議員。なんで議場に入って来てんですか。

まだ出席停止中ですよ。

(田畑議員)

1時間じゃないですか。

(議長)

何言ってますか。今日1日ですよ。

何を聞いてんですか。

(議長)

傍聴も駄目です。

(議長)

再開して下さい。大変失礼いたしました。

「高齢あんしん課長」(補足説明)

続けさせていただきます。はい。

9ページから83番、老人福祉センター管理。90番から96番、福祉バス購入までが高齢者支援係担当の事務事業となります。

83番、老人福祉センター管理では、保守点検委託や維持管理業務等の委託料が微増しておりますが、大きな変更はございません。

次の90番、養護老人ホーム入所措置ですが、養護老人ホームひのきの入所数を見込んで、毎年、予算計上しておりましたが、現在、養護老人ホームに比べ特定施設入居者生活介護施設への入所人数が増加しております。そのため、実績で積算した結果、前年度比較で372万5千円の減額となったものです。

93番、福祉バス運行は、運行管理業務にかかる人件費とコロナ明け、稼働率が上がり、時間数が増えたことから26万円の増となっております。

96番、福祉バス購入ですが、新規事業となっております。20人乗り福祉バスは平成10年に購入し、今年で26年が経過しております。経年劣化が進み、修繕等を行っても根本的な改善が出来ないことから、令和6年度に20人乗りから29人乗りにアップサイジングし、新車購入のため、1,292万8千円、予算計上したものです。その他事業については、大きな増減はございません。

97番、権利擁護事業費は、地域包括支援係担当の事務事業となります。内容は、江差社協への成年後見センター運営事業委託料となっており、前年度と同額です。

戻りまして89番、介護保険特別会計繰出金につきましては、介護保険係担当の事務事業となります。介護給付費の公費負担等地域支援事業公費負担額及び、職員人件費などを一般会計から繰り出すもので、前年度対比で1,233万4千円の減額となっております。

次に、10ページをご覧ください。上段、106番から109番は、地域包括支援係が管理運営している施設の維持管理費となります。

106番、町づくりカフェ活動拠点整備ですが、現在、江差ベースプラスワンで行っている事業を、令和6年度からコミュニティプラザえさしで事業実施を行う予定のことから、4か月分の予算を計上しており、前年度対比で86万1千円の減額となっております。

107番、108番は総合福祉施設まるやまと生きがい交流センターの維持管理費となっております。重油単価の高騰、ボイラーマイコン装置取替等の修繕費が見込まれ、前年対比で215万円の増額となっております。また昨年度、猛暑だったことから、高齢者に

とって安全な環境を確保するため、総合福祉施設まるやまの厨房及び高齢者の訓練コーナーであるホールに、新規事業として、エアコン設置の425万円を予算計上しております。

以上が、一般会計の説明となります。

引き続き、介護保険特別会計についてご説明致します。

予算資料は、30ページから31ページの介護保険特別会計予算構成表となります。予算資料にて説明させていただきます。

介護保険特別会計については、各種サービス給付は、ほぼ横ばいとなっております。

今年度、歳出歳入額は11億8,590万2千円で、前年度から1,211万円の減額となっております。減額の理由につきましては、コロナ禍の中、サービス控えが起き、見込みよりもサービス利用が減少したことの影響が要因となっております。

今後、ほぼ横ばいを推移していくと、事を見込んでの予算構成となっております。

科目の総務費におきましては、令和6年度から8年度までの3か年を見越しての、9期の介護保険事業計画の策定が終わり、今年度、策定にかかる経費がないことから、えー778万3千円の減額となっております。

次に保険給付費です。前年度の給付実績を元に編成を行い、居宅介護サービス等給付費のみ2,729万4千円増額となり、その他サービス費については、実績に基づき減額しているため、前年度比では282万7千円の減額となっております。特に、著しい増減を示すサービスはございませんが、在宅サービスを充実する予算編成としております。

次に、30ページに下段にあります地域支援事業をご覧ください。地域包括支援係が担当する各種事務事業にかかる費用となっております。

地域支援事業では、被保険者が要介護状態・要支援状態となる事を予防することを目的とする介護予防事業をはじめ、総合相談支援業務、医療介護連携や生活支援体制整備、認知症対策といった事務事業の予算となります。こちらも357万6千円の減額となっております。

新規事業といたしまして、一般介護予防事業において専門的なりハビリを行う、がっつり運動教室を介護老人保健施設カタセールえさしに事業委託する95万円を新たに予算計上しております。

また生活支援体制整備事業では、有資格者を配置したことから、人件費分等で536万3千円増額となっております。各種事業及び業務につきましては、地域や民間事業所との共同、医療・介護関係者との連携を密にすることで、高齢者福祉・介護保険事業計画の基本理念としている、高齢者が安心して暮らせる町を目指して取り組んで参ります。

以上、簡単ではございますが、高齢あんしん課所管の一般会計及び介護保険特別会計の予算にかかる説明とさせていただきます。

最後に、介護保険条例の一部改正について、ご説明致します。

議案第22号、江差町介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明致します。

定例会の議案109ページ、資料29ページの資料26と31ページの、からの、新旧対照表をご覧ください。

本改正は、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期江差町高齢者福祉計

画、第9期江差町介護保険事業計画の策定に伴う介護保険料の変更、及び保険料段階がこれまでの9段階から13段階に改正されたことに伴い、江差町介護保険条例の一部を改正するものです。本条例の施行は令和6年4月1日からの適用となりますが、令和5年度以前の年度分の保険料については、従前のままとなります。

続きまして、議案第23号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関連条例の整備に関する条例の制定についてご説明致します。

議案111ページ、資料は34ページの資料27と、36ページから120ページの新旧対照表をご覧ください。

令和6年4月1日から施行されます省令の一部改正に伴い、当町においても関係する4つの条例を改正するものです。改正のポイントですが、1つ目は、管理者の業務範囲が同一敷地内でなくても差し支えないことの明確化。2つ目は、止むを得ず身体拘束を行った場合の、記録に関する規定。3つ目は、事業所の重要事項について、ウェブ掲載への義務。4つ目は、ケアマネ一人当たりの取扱件数などを見直すための改正。5つ目は、新たな情報通信技術の導入・活用を円滑にするために改正するものでございます。

以上でございます。ご審議の程、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で補足説明が終わりましたので、質疑を許します。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

えー2点、質問いたします。

まっ私も、あの一、後期高齢者の一人として、皆さま方が常に行っている介護保険事業ですとか、えー高齢者福祉、大変感謝をしております。

それではですね、えーとー、107番、生きがい交流センター管理ありますね。ま、現在は、ここで色んな高齢者関係の事業行っておりますけれども、6月以降、新地のコミュニティプラザの方に、あの一恐らく事業が移行すると思うんですが、どのような事業がそちらの方に移行するのか、まず1点と。

それからもう1つはですね、現在あの一、ベースワン、あの桧山ハイヤービルの1階にありますけれど、それがあの一、交流センターの方に移行した場合、現在の建物は、どういうふうな活用をするのか、これも併せて、まっあの一、まちづくり推進課の方がいいのかもしれないけど、担当課の方で分かったらお答え頂きたいと思います。

「高齢あんしん課長」

高齢あんしん課長。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

ご質問ありがとうございます。

えー現在、生きがい交流センターで実施しております、えーと事業は、12事業ございます。

えーと、町の方々が自主的に行っている事業もございますが、その中で、コミュニティプラザえさしが、の開設になった場合、生きがい交流センターへ移行する事業につきましては、1点目は、ケアマネ試験対策講座という、えーケアマネジャーの人材を育成するという勉強会については、えーコミュニティプラザの、えー活動室の方で実施して行こうと考えております。

それ以外にも、月に1回実施しております、認知症カフェという、えー、認知症の方だけでなく、支える側やご家族の方など、まあ認知症予防も含めて、月に1回開催している認知症カフェも移行する予定でございます。

それから、もう1点、ケアカフェ江差という、えー医療と介護の専門職の方々が集まって、えー顔見知りの関係を作るという会が、えー毎月第3木曜日の夜、えー6時半から1時間、あの実施しております。その事業につきましても、えー移行する予定にしております。

それから2点目でございますが、えー、ベースワンで実施しているメニューについてですが、えー、ベースワンでは、今、あの一、まっメニューとして、ICT教室や、あと、ふまねっと、介護相談、カードゲーム、昔話鑑賞会、プラス、えー専門の方を、えーお願いして、消費生活相談や、えーと、町の方々が実施しているダンス教室なども実施しております。

それらをそのまま、江差ベース+1（プラスワン）からコミュニティプラザえさしの方で、移行して実施していこうと思っております。

特に人気があるのはICT教室などの身近な、あのデジタル化に伴って悩みを聞きに、教えてもらいに来る、あの町民の方が多いところです。

そのあと、えー江差ベース+1（プラスワン）ですが、えー、その、借り上げているのは4ヵ月分借り上げをお願いしているところでございまして、それ以降は、えー借り上げず、コミュニティプラザの方で事業を実施していこうと考えております。

以上でございます。

(議長)

他に質疑希望ありませんので、高齢あんしん課所管の予算並びに関連議案についての質疑を終わります。

説明員入れ替えのため、暫時休憩にいたします。

休憩 11 : 17

再開 11 : 19

(議長)

会議を再開いたします。

農業委員会、産業振興課所管の予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

「産業振興課長」

産業振興課長。

(議長)

産業振興課長。

「産業振興課長」(補足説明)

えーっと、私の方から産業振興課農務係、林務係、並びに農業委員会所管の令和6年度予算の主な内容について、ご説明を申し上げます。

まず始めに、農業委員会所管事業でございます。予算資料11ページ、事業ナンバー166番の農業委員会活動でございます。事務的経費については、大きな変更はございませんが、のちほど農業委員会委員の定数条例の一部改正について、ご提案をさせていただきます。

次に、農務所管事業でございます。農業者個々の支援として、事業ナンバー167番、農業経営基盤安定対策は、農業共済等の掛け金の助成。

事業ナンバー168番、豊かな産地づくり総合支援事業として、ハウスの修繕、えー新設、えー又はアスパラ・ブロッコリー等の種苗代の補助などを引き続き行って参ります。いずれも町単独事業でございます。

次に、事業ナンバー170番の農業競争力強化農地整備事業及び、171番の水利施設等保全高度化事業につきましては、水堀地区の基盤整備と中央排水路改修の地元負担金となっております。引き続き、円滑な事業実施に取り組んで参ります。

えー次、12ページをお開き下さい。新規事業の174番、スマート農業推進でございます。えー定例会資料4ページ、えー資料4も提出させていただきましたので、合わせてお開き頂ければと思います。えー、基盤整備による歩道の大区画化への対応や、営農作業の大幅な労働力の軽減を図るため、農業用ドローン本体や自動操作システム購入費の支援を新たに実施して参ります。えー尚、補助金の上限を50万円とし、補助率は2分の1以内として進めたいと考えております。

175番、農業水路等長寿命化防災減災事業で、新規事業でございます。定例会資料3ページ、資料3をお開き頂ければと思います。

平成11年度から14年度にかけて、造成建設された水堀排水機場ですが、経年による老朽が進んでいることから、平成29年度に機能診断及び機能保全計画を策定し、この間、

ポンプ設備、除塵機等の更新を行ってきており、今回は水堀排水機場建屋の屋根や、外壁の補修などを実施するものでございます。

次に、林務所管事業についてご説明を申し上げます。資料が11ページに戻り、事業ナンバー153番と154番の有害鳥獣駆除対策事業でございます。定例会資料6ページ、資料6も合わせてお開き頂ければと思います。

例年、18件程度のヒグマの目撃や家庭菜園被害の情報が寄せられていましたが、令和5年度につきましては、えー65件の出没情報が寄せられ、町民の皆さんも不安に感じた事と思います。えーこのため、家庭菜園用の電気柵の貸し出しや、有害鳥獣対策及び実施隊によるパトロールの強化、えー胡桃の木などの誘因果樹の伐採経費など、新たな対策も組み入れながらヒグマ対策を強化して参ります。

資料12ページをお開き下さい。えー私有林整備の支援と致しまして、事業ナンバー184番、豊かな森づくり推進、えー資料ナンバー194番、私有林整備促進事業でございます。えー森林所有者の皆さんが、意欲をもって計画的に森林づくりに取り組んでもらえるよう、森林組合などとも連携を図りながら、私有林整備の支援を行って参ります。

次に、事業ナンバー187番、町民の森施設管理と、事業ナンバー192番の東山林道排水施設維持補修でございます。定例会資料7ページ、資料7をお開き頂ければと思います。えー町民の森施設管理につきましては、町民の森の鏡池周辺の遊歩道の補修を行い、小中学生を対象とした元気な森活動で、森林管理視察会の活用など、より一層の町民の森の利活用を図って参ります。また、東山2号林道の排水施設維持管理補修につきましては、林道の洗堀による林道補修や、排水側溝の清掃を実施し、林道の維持管理に努めて参ります。

えー最後に、議案24号、江差町農業委員会委員の定数に関する条例の一部改正でございます。

議案につきましては、131ページ、資料につきましては、121ページでございます。

まず始めに、農業委員の定数の基準でございますが、農業委員会等に関する法律施行令第5条によりまして、基準農業者が、法人を含めますが1,100以下、又は、その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の場合につきましては、農業委員の上限を14人とされているもので、江差町の場合はこの上限、えー基準に基づきまして、条例で13人と定め、議会の同意を得て、町長が農業委員を選任しております。

えー今回の条例の一部改正でございますが、農業委員の定数を13人から11人に改正するものでございまして、現行定数から2名減の提案となります。

2月13日付けで農業委員会より、江差町農業委員会の委員定数についてと題した意見書が、町に提出をされたところでございます。

えー、農業者数の減少や近隣町の農業委員の定数の均衡などの関係から、農業委員の定数を11人にしたいという意見が取りまとめられ、その意見を尊重し、条例改正を提案するものでございます。

えーまた、農業委員の新たな任期につきましては、令和6年7月27日から3年間となっております。新たな定数で、4月から、4月上旬から農業委員の募集を行う関係から本

定例会に上程するものです。

尚、条例の施行日は、交付の日から施行としますが、経過措置として、現在、退任する委員及び定数につきましては、任期満了日まで代任する旨の規定を設けております。

以上、提案理由となります。ご審議方、宜しくお願いしたいと思います。

「産業振興課参事」

産業振興課参事。

(議長)

産業振興課参事。

「産業振興課参事」

おはようございます。

私の方から、産業振興課所管の内、水産係と商工係の令和6年度予算と関連議案の説明を申し上げます。

まず予算ですが、説明については予算資料の方でご説明を申し上げます。

まず、水産係所管の主な事業についてご説明申し上げます。

資料12ページをお開き下さい。事業ナンバー209番の江差町産業担い手育成支援事業でございますが、江差町産業担い手育成支援奨励金交付要綱に基づきまして、新たに漁業に就業する予定の担い手1名への奨励金の交付を予定しているものでございます。

次に、資料13ページ、事業ナンバー210番でございます。浅海未利用資源増殖（キタムラサキウニ移植放流）試験事業でございます。港内の岸壁や、かもめ島周辺の浅場にいる小さいキタムラサキウニの種苗を採苗いたしまして、放流区を設けて放流しまして、えー漁獲につながるまでの成長度や、密度管理に関する調査を行うものでございまして、檜山漁協への補助事業として実施するものでございます。

次に資料14ページ、お開き下さい。事業ナンバー266番、直轄港湾整備でございます。令和5年度補正予算の繰越事業と併せまして、町の公費負担金が5,200万円となっております。事業内容といたしましては、フェリー岸壁の改良工事の他、国道228号線から、かもめ島に向かいます港湾道路の改良に係る測量設計なども予定しているところでございます。

事業ナンバー267番、江差港シャトルバス運行支援事業でございます。フェリー岸壁の改良工事に伴いまして、工事の期間中、新北埠頭を代替のフェリー岸壁として利用する事となりますことから、新北埠頭とフェリーターミナルとの間で運行するシャトルバスの運行経費に対して支援を行うものでございます。

えー水産係の所管事業につきましては、定例会資料8ページと9ページに主な施策の一覧と内容について記載をしておりますので、合わせてご確認をお願い致します。

次に、商工係所管の主な事業でございます。

予算資料11ページにお戻り頂きたいと思います。

事業ナンバー162番の檜山地域人材開発センター設備改修でございます。腐食により、開閉が困難となっております土木実習室のシャッターの改修、事務所内の石油暖房器の更新を行って参ります。

事業ナンバー164番、檜山地域人材開発センター北面外壁改修でございます。これまで、優先度を勘案しながら順次改修を行ってまいりました。令和4年度の南面、令和5年度の西面に続きまして、令和6年度につきましては、グラウンドに面した北面の改修を行うものでございます。

次に資料13ページをお開き下さい。商工費に関しましては、前年度と大きな変更はございません。

事業ナンバー219番のがんばる商店街等応援補助、事業ナンバー221番の持続可能な商店街づくり事業などを通じまして、引き続き、商店街の活性化、商店街の賑わいの創出を図って参ります。

次に、特別会計でございます。こちらは予算書の方でご説明させていただきます。

予算書227ページから公設地方卸売市場事業特別会計でございます。236ページと237ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の総額につきましては、753万7千円。前年度対比で89万3千円の増となっております。小売事業者特別負担金負担軽減対策の100万円を計上したのが、増加の要因でございます。

えーこれは、卸売事業者でございます檜山卸協同組合におきまして、経営見通しを踏まえまして、令和6年度から会員である小売店舗の方から、売り上げの3%を特別負担金として徴収することとしたところでございます。

江差町としましては、小売店舗の負担軽減を図る観点から、町内の小売店舗の負担金について支援を行うものでございます。財源につきましては、一般会計からの繰入金により処置しているものでございます。

えー商工係の所管事業につきましては、定例会資料10ページに主な施策の一覧と内容について記載しておりますので、合わせてご確認をお願い致します。

最後に、条例改正について、ご提案、ご説明させていただきます。

議案書133ページ、議案第25号、江差町港湾管理条例の一部を改正する条例についてでございます。定例会資料522ページ、資料ナンバー29に新旧対照表がございますので、合わせてご覧を頂きたいと思います。

改正の内容につきましては、土砂採取量の算定方法の見直しを行うものでございます。現行の土砂採取量は、面積当たりの料金となっております。採取した量に対する料金算定とはなっていないため、立方メートル当たりの金額に変更するもので、単価の設定につきましては、北海道の漁港における取扱いに準拠し、1立方メートル当たり143円とするものでございます。

尚、この料金改正につきましては、江差町港湾審議会設置条例の規定に基づきまして、港湾審議会の方に諮問を行いまして、2月7日に開催されました港湾審議会において、審議の上、了承されたものでございます。

説明は以上となります。ご審議方宜しくお願い致します。

(議長)

以上で補足説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望、

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

はい。えーそれでは、私の方から1点だけお願いいたします。

えーと、この予算書の中でですね、えーと、まあニシン、サケ、ナマコ、ウニ、まあ今、キタムラサキウニというような、うーんまあ育てる事業の方に、えー予算を計上して頂いている状況ですが、まあ話を聞くとこれは、例年変わらない金額がそのまま移行されてるようなお話でございます。

それで、まあ、あー去年あたりもそうですけども、今、漁師の方々ってのは、非常に厳しい状況におかれてるっていうふうに聞いておりますし、えー町の中でも、あまり、景気のいい話も聞きません。

そこで、まあ端的に、この、こういう事業が、金額増やせば、まあ後々増えて来るでしょうと。すると、おのずとして、えー漁師の人方も生活が、あーある程度増えるだろうと、いうふうに思うんですよ。単純に、私は。

ただ、何かせ、何か、色々と足かせは有るらしいんですけども、出来ればその、足かせを乗り越えて、何とか増やせれるような方策は考えられないものなのかなという事で、ちょっとご質問します。

「産業振興課参事」

産業振興課参事。

(議長)

産業振興課参事。

「産業振興課参事」

えー、増永議員からのご質問にご答弁申し上げます。

えー、えー、江差町の方で提案させて頂いております、放流事業ですとか、あ、の予算を増やす事で、えー、漁業者の収入だとかの増加にも繋がるのではないかという主旨だっ

たかと思います。

えー、予算提案さして頂いております、種苗放流等に関する予算につきましては、あー例えば、ニシンやナマコなど、管内の広域事業として取り組んでいるものにつきましては、管内の水産課長会議などでの協議を踏まえまして、予算化をしてございます。

また、町が単独で支援しております、サケの海中飼育やウニの種苗購入などの事業につきましては、桧山漁協江差支所からの聞き取りを踏まえて、予算要求を行っているところでございます。

単純に種苗の購入、購入を増やすという事につきましては、様々な課題もあろうかと思えます。

例えば、種苗生産の面で言いますと、施設の生産体制ですとか、キャパシティの問題がございまして。そういった面で、直ぐに対応できないものも有るということ。

また、とりわけ、ウニに関しましては、藻場の保全という面からも考慮が必要であろうかというように考えております。

えー、いずれにしても、あの一桧山漁協の江差支所などを通じまして、浜の要望を伺いながら、総合的に判断をしまして予算措置の方は、行って参りたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思えます。

「増永議員」

はい。

（議長）

増永議員。

「増永議員」

はい、ありがとうございます。

えー、まあ、極力、前向きに、そして一生懸命頑張ってもらえなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

（議長）

他に質疑希望ありませんので、

「塚本議員」

はい。

（議長）

あつ。

ボタンお願いします。塚本議員

「塚本議員」

はい。あの一、昨年も、一般質問等で取り上げて、本年度の資料にもありますが、えー有害鳥獣対策、あの一、しっかり予算を確保して頂きました事に、まず、お礼を申し上げますが、あの一、非常に出没件数が、ここ数年から比べて、昨年は65頭。特に市街地或いは病院の近くにも、多くの出没が見られて、町民は急に不安だという事は、皆さんもご存知のとおりであります。

え一、この駆除対策なんですけど、あの一、道の新聞等を見ると、まっ春熊ね。春熊。春熊をしっかりと、あの一駆除しながら、生態個数の減少を目指すというような事も聞いてますが、あの一、春熊の駆除対策の状況、そして、あの一こないだには、緩衝地帯を設けるのが非常に有効だったのが、私も前にも伺ってるんですが、あの一、住民の近隣地に、ドングリとかブナ系、あるいは果樹、そういうのは今でも植えられているのか。そういうのはもう、いち早く伐採してですね、緩衝ケアをしっかりと持たないと、住民の今後の被害防止には、なかなか結び付かないので、具体的にどのように進めるのか、もうちょっとお伺いしたいのと、あと、新聞等で賑わしています、有害鳥獣の関係で、狩猟免許の取得者が、基本的に10年経過しないとライフル銃を所持できないという法律があります。

それで近年は、ハーフライフルというライフルに近い、半分ほどの螺旋が入った銃は、初心者でも持てる、ライフルに近い銃なんですけど、国の法律で、この初心者が持てるハーフライフルが、要は所持禁止という動きになってます。

なかなか流れが分からないんですが、これら対策について、新人、せっかく狩猟免許の資格を取得した人が、ハーフライフルを取得、所持出来ないと、鹿や熊の駆除が出来ないというのが実態であります。

えーまあ、北海道の猟友会でも、かなりあの一、国の方に要請しているようですが、この辺について、まあ道警辺りの部分からの、既に直近の情報等があればお伺いいたします。

「産業振興課長」

産業振興課長

(議長)

産業振興課長

「産業振興課長」

えっと一、塚本議員から3点、質問があったと思います。

えーとまず、春熊駆除の関係でございます。えーと春熊駆除の関係につきましては、えー北海道の補助金を活用させて、えー頂いてですね、今回、江差町としても取り組む形になっております。

えっと一、令和5年度の当初の実施隊員が5名でありました。えーと年度途中で、えーと2名のハンターを確保させて頂いて、まあ7名の実施隊員になっております。えー、この7名にですね、の方々に、えーと、お越し頂いて、2月中旬に、えー協議の場を持たせ

て頂きました。

えーその中で、えーと2月27日、それと本日、3月7日に、えーと山に入っております。で、目的につきましては、えーと春熊駆除の関係もあるんですが、えーベテランから若手のハンターに対しての、育成、交流の場ですとか、地形や山を知る事もそうです。

えー、また合わせてですね、その中で、えー今回、出沒しそうな所の箱罠の設置場所の確認もしている中で、えーと春熊駆除の関係について今取り進めている所でございます。

えー、次に2点目、ヒグマの緩衝地帯等々の関係でございます。

こちらにつきましては、ヒグマの出沒抑制のために、えー今回の、お一新規予算ですね、緩衝地帯を設ける、えー草刈り経費であるだとか、くるみの木の誘因果樹の伐採経費、えー家庭菜園用の電気柵の貸し出し等盛り込みました。

えー草刈り場所であるとか、誘因果樹の伐採場所につきましては、これから、えー猟友会の皆さんだとか、北海道のヒグマ対策の専門家などと協議しながらですね、場所の選定等々を進めていきたいという風に考えております。

えー最後、ハーフライフルの関係のご質問です。えー、ハーフライフルにつきましては、昨年5月にハーフライフル銃を使用した警察官等の殺害事件が長野県で発生し、これを受けて警察庁では、ハーフライフル銃の所持資格の厳格化に向けた銃刀法改正案を今通常国会に提出され、審議をされております。

えー現在、ハーフライフルは、塚本議員ご承知のとおり、えー免許取得後の初心者でも所持できることが可能ですが、銃刀法が改正されますと、免許取得後、10年間経過しなければ、えーライフル銃と同様にハーフライフル銃を所持出来ないといった改正になっています。

こうしたことから、北海道や北海道町村会において、えー北海道の鳥獣対策に影響が生じないように配慮して欲しい旨の要望書を国に提出しているところです。

えー初心者が、ハーフライフルを所持できなくなるとの要望やこの反発を受けて、警視庁においてはですね、これまでであった例外規定の運用を拡大する方針とのことであり、えー鹿や熊の駆除に従事する場合、初心者でもハーフライフル銃を所持できるように、えー通達で運用するといった方法がある一方でですね、運用面の通達の中身が示されていないため、どのようになっていくのかという不安視する報道もございます。

えー、これらの情報収集に努めて、ハンターの育成、確保対策等々に、万全を期して参りたいと思っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

(議長)

他に質疑希望ありませんので、農業委員会、あ、小梅議員。

小梅議員。

「小梅議員」

昨日の一般質問でも、あのニシンの活用のごことで話したんですけど、この資料を見ますと、えーと208番ですか、江差ニシン活用促進対策事業ってあるんですけど、具体的に

どのような対策しているのか教えてください。

「産業振興課参事」

産業振興課参事

(議長)

産業振興課参事

「産業振興課参事」

えー小梅議員からの質問にご答弁申し上げます。

えー、事業ナンバー203番、203番の江差産ニシンの活用対策の関係、のご質問ってことでよろしいでしょうか。

はい。

えーと、どのような内容を実施しているかということなんですけども、昨日の一般質問の中でも若干、触れさせて頂きましたが、あー、えー、えっと1月から3月ぐらいにニシンの漁始まります。で、年間で、使う分としまして、えーと約2kgちょっとですかね、あ、2000kgちょっとですかね、のニシンを、確保いたしまして、えー町内の飲食店ですとか、えー例えば、商品開発ですとか、そういった事業で活用できるように、加工しているといった物でございまして、えー観光まちづくり協議会の方を通じて、そういった事業になっているという中身になってございます。

えー、中身としては以上でございます。

(議長)

他に質疑希望ありませんので、農業委員会、産業振興課所管の予算並びに関連議案についての質疑を終わります。

13時まで休憩致します。

休憩 11 : 45

再開 13 : 00

(議長)

会議を再開いたします。

追分観光課所管の予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

「追分観光課長」

追分観光課長。

(議長)

追分観光課長。

「追分観光課長」(補足説明)

えーそれでは、追分観光課所管の予算につきまして、ご説明をさせていただきます。

予算書につきましては、94ページから99ページの観光費、追分会館管理費、追分振興費、山車会館管理費、それと予算資料の13ページ、225番から242番が追分観光課所管の事業となります。説明につきましては、予算資料の事務事業の一覧で新規事業を中心に説明をさせていただきます。

まず始めに225番、古くて新しいまち江差観光振興事業でございます。予算額は4,500万飛び、1万3千円です。定例会資料11ページの資料11を合わせてご覧下さい。

本事業につきましては、これまで北海道江差観光みらい機構、ぷらっと江差の運営補助金、観光ポータルサイト運用委託等にかかる事業でございますが、資料11の通り、北海道江差観光みらい機構で過去3年間、日本財団の助成金を活用し実施しております、マリニピング事業に対し、新年度は、日本財団からの助成金はありませんが、町としてもかもめ島周辺の賑わい創出による、観光客集客、体験観光の推進、地域活性に向けた支援として、新たに1千万円計上しております。

次に226番、日本遺産地域活性化事業でございます。予算額は、355万6千円です。定例会資料12ページの資料12をご覧ください。

本事業につきましては、従来の日本遺産関連事業に伴う旅費や、まちづくり協議会に対する負担金の他、新年度におきまして、資料12のとおり日本遺産再認定に伴い、着実な事業推進に向け、地域住民や来訪者にストーリーに触れて頂くため、ご写真などを活用したガイダンス施設を町会所と開陽丸セン、青少年センターに整備する他、町内企業やスポーツ団体と連携したイベントの開催、またガイド研修実施に係る事業費として、新たに140万円計上しております。

尚、当初予算につきましては、本事業分で計上しておりますが、今後、文化庁の補助金などを活用しながら、日本遺産を中核とした町づくりと推進に向け、取り組んで参りたいと考えております。

えー次に飛びまして、ナンバー235、かもめ島まつり開催補助でございます。

令和4年、令和5年と2年間、かもめ島まつりを土曜日の夜に花火大会を実施し、町民や来場者から好評を得ております。江差三大祭りの幕開けとなります、かもめ島まつりの風物詩として、今年も花火大会開催に伴う支援として、150万円計上しております。

次に236番、旧町営レストラン屋根塗装改修工事でございます。予算額は214万4千円です。定例会資料13ページの資料13をお開き願います。

経年劣化により屋根塗装が剥離している状況のため、塗装改修工事を行うものでございます。

えー次に237番、追分会館屋根塗装改修工事でございます。予算額は、189万6千円です。定例会資料14ページ、資料14をお開き願います。

旧町営レストラン同様、経年劣化により屋根塗装の剥離やジョイント部分が劣化し、えー雨漏りが発生している状況もあり、塗装改修工事を行うものでございます。

次に２３８番、追分会館管理でございます。予算額は３，８３３万８千円です。

主に、指定管理にかかる経費となりますが、指定管理費が物価高騰や労務単価の増加に伴い音響照明等の委託料が増額となっております。

尚、現在の指定管理が令和５年までとなっていることから、令和６年度からの指定管理の公募を実施させていただきました。このあと議案第３２号におきまして、指定管理者の指定について、議決をお願いしておりますので宜しくお願い致します。

また、追分会館で４月から１０月に行っております江差追分の定時実演につきまして、三味線伴奏者の確保が難しい状況のため、実演スタイルを全国大会同様の歌い手、尺八、添え掛けによる手法としまして、希望に応じ体験を交えながら実施して参りたいと思っております。

次に２３９番、江差追分会運営補助でございます。予算額は１，５１３万３千です。令和６年度は例年同様の運営費の他、執行方針にもありますように、第６０回記念江差追分全国大会開催に対し、町としても次世代にしっかりと継承できるよう支援をして参ります。

以上、予算説明とさせていただきます。

えー続きまして、定例会議案書１４７ページ、議案第３２号、指定管理者の指定について、でございます。

定例会資料１３１ページ、資料３５を合わせてご覧下さい。

えー先程、予算の際にもご説明をさせていただきましたが、江差追分会館、江差山車会館の管理につきまして、令和５年度をもって、現在の指定管理期間が終了となる事から、公募を行ったところ１社からの応募があり、選定委員会にて審議した結果、有限会社HKサービスに決定したことから、議会の議決を求めるものでございます。

指定期間は、令和６年４月１日から令和１１年３月３１日までの５年間となります。

尚、現在の指定管理者から新たな指定管理者となりますが、代表者は現指定管理者と同様の代表者であり、職員も現スタッフを配置するということになっておりますから、経験・知識・ノウハウを含め、安定した管理運営が期待出来るものであります。

以上、追分観光課所管の説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、議決して頂きますよう宜しくお願い致します。

(議長)

以上で補足説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」「はい」の声、多数)

(議長)

室井議員。

「室井議員」

すいません。あの一、点だけですね、あの一、質問さして貰います。

あの一、まあ、観光みらい機構、私あの一、今回、資料要求しました。

それで資料を見たら、えっと、資料を見たほかにですね、去年の決算委員会で、私、この事についてですね、質疑しております。

えっと、要求した資料の内容を見るとですね、令和元年から4年度までの間に、4カ年間で町の補助金、1億飛んで800万、支出しております。1億飛んで800万です。

で、あの一事業のね成果、どうだこうだという事を私は問いませんけれども、えーと、私達に聞こえて来るのはですね、あの一人的な、ね、本当に困ってるっていうのは、話はですね、役場からでないです。ね、役場からじゃないところから、聞こえてきております。でも、私はですね、そういう個別のね、事について問う事はしません。

要は、町長が当初考えてたね、ね、この機構に関してですよ、観光振興図るっていうの、ちょっと乖離して来てるんじゃないかなあと私は思うのであります。

今後、ね、どういう機会で、どういう方向に持って行くかということを、やっぱり真剣に議論して、その時期をね、今直ぐどうこうじゃなくても、ちゃんと検討して行こうと、私は必要があると思いますので、これは副町長だな、答弁は。課長で無いな。

副町長の方から、ちょっと方針を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

（議長）

副町長。

「副町長」

はい。えーと、室井議員の方から、まあ、えー、少し、まあ想定も入るんですけども、人的な部分含めて、まあ体制のこの話やら、まあトータルのことです。

まずもって、このみらい機構、おーまあ、みらい機構の事務、そしてぷらっと江差が正しく稼ぐ場所であるし、それから、えーマリンピングは、かもめ島一体の言わば体験観光の場所にもなるという、こう言うまあ3つの事業をやっているわけですけども、おー、まあ一言で言うならば、若干、体制の部分で色々と、まあ病気、欠勤等もあったりして、少し我々も、まあ色んなところでアンテナを張って、やっている所なんですけど、まあ少し、少し、まあ立て直さなきゃないなというところからまず、今考えている所です。

あの一、ズルズルとした状況では当然ございませんので、それから、まー、ぷらっとにちょっと話を戻りますと、如何に、まあ、あすこで稼ぐかということが、主流でございますので、そこへの経営感覚を持った人的な事も含めて、それから商品の関係も含めて、トータルとして、ま、もう来月、新年度に入りますけども、早々に、機構のスタッフ含めて、あ、すみません、あの今月末まで実は、町長と担当課長含めて、機構のスタッフ等、トータルの色々会議というか意見交換を持つ場も、初めて持つことにしました。

そういった所で、皆さんもまあ、描いているっていうか、町長自身も描いている部分も含めて、スタッフ全員に浸透させながら、あの、新年度スタート切れるように頑張っていく

きたいと、この様に思ってます。よろしくお願いします。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

副町長。あの一、そういうね、あの、腹割った話、ね、今までね、無いような副町長の答弁でしたよ。そういう話してくれると我々もね、ね、陰口言って批判するのは簡単なんだよ。こっちの方とは、自分で汗かいて見なければ分からない事業なんだよ、こういう事っていうのは。それを、そこから、ね、悪い部分も、いい部分も、学び取るんだ。

だから今言ったように、現場と、ね、そういう話あったら直ぐ、ね、胸を貸してやる。会話をね、そういう事をきちっとですね、して貰いたいという事を私は願っております。

町長、よろしいですね。副町長と同じ考えですね。

よーし、いい。と言いましたので、これで私は終わります。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えーすいません、私の方から2点お願いします。

えーまず1点は、先程、課長さんのご説明で、三味線奏者がいない、演奏者がいないという話だったんですけども、うー、いないって言うだけじゃなくって、育ててこれからのような形で、増やしていくかっていう方針、があれば、あーちょっと聞きたいなというのが1つ。

もう1つ。えーと、マリンピングの1千万のお話なんですけども、実はですね。

ここにですね、えっと、令和4年度江差観光コンベンション協会総会議案書というのがあります。

こちらホテルで、えー4月の28日に行われました。で、この際に、私が質問したんですけども、あの一、ま、日本財団さんから、ま、2千万、2千万という、まあ高額な補助金を頂いて、運営してますということで、ご説明を受けた際に、私が質問したのは、その時に、じゃあ何時まで、こういう形の補助金を受けて、やってくんですかと。という私質問しました。

その際に、えー、みらい機構の担当者だと思うんですけども、令和6年度から補助金無しで黒字でやりますってご回答いただいたんですけども、その言葉ってのは、嘘だったんでしょうか？すいません。お願い致します。

「追分観光課長」

追分観光課長。

(議長)

追分観光課長。

「追分観光課長」

まず、増永議員の1点目、あの三味線伴奏者の今後の、まあ育成方針という部分でございます。

なかなかあの一、歌い手も含めてですが、伴奏者の育成ということも含めて大変な部分ではあるんですが、現段階で、追分会と、追分会の方ではですね、あの一、年2回、研修会も開始しながらですね、育成に努めているということでございますので、引き続き町内にも三味線愛好の団体もございますので、そういう場を通じながらですね、育成に繋げていきたいという風にまず思っております。

それとあの一マリンピング、あの一その一、観光コンベンション協会の総会の際の、その一令和6年度から黒字といった部分です。

私も観光協会の事務局長で、その席におりましたので、えー、ちょっとその黒字と言った部分につきましては、その時の部分、私ちょっと覚えておりませんけども、あの一先程言いましたように、助成金に関しては、この令和5年度で終了となります。

そういった中で目標を持ちながら、えー今度は自走化に向けてという部分だったんですが、昨年、えー日本財団の助成金を頂きながら、もう一棟マリンピングを増やししながらですね、初めて令和6年度からフル稼働していくといった中でですね、えー昨年の売り上げ状況を見ても初めてのフル稼働という事もございまして、中々その一、運営の、その収入見込みというのも立てづらいものもあるもんですから、まずはただしっかりと、この間に日本財団から助成金を頂いて、整備してきましたので、あそこは、かもめ島は、あの、町のシンボルでもあります。

えー歴史だとか文化、それと新たなマリンピングといったコンテンツでですね、えー人を呼び込む、その集客に向けて、町としても今回、支援をしていきたいということで、計上させて頂いておりますので、ご理解頂ければというふうに思っております。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

いや、ですから、この時に、僕が質問したのは、いつまで、ま、日本財団含めて補助金を頂くんですか、という質問をしたんです。で、その時の回答が、補助金無しで、令和6年度からは黒字になります。

ということは、令和6年から江差町からも出さなくてもいいんじゃないですかと言う、そういう質問なんです。

ですから、それでも出さなきゃならない理由は何なんですか。

という事は、僕が言ったのは、この令和4年4月28日の総会の、あの一、回答というのは、本当にそういう意味で喋ったのか、一時しのぎの回答だったのか、どうだったのかになっていう風に思うんです。

ただ、それは今、グダグダ言っても分からないとは思いますが、ただ、今、今回ここで、1千万計上した、ということは来年もあるんですか。その部分だけ回答お願いします。

「追分観光課長」

追分観光課長。

(議長)

追分観光課長。

「追分観光課長」

えー、まずあの一來年に向けての部分につきましては、今の段階ではなかなか言及する事が難しいというふうに私は思っております。

先程言いましたように、令和5年度でフル装備のまあ、設備を設置して整備しました。

その中で今回、令和6年度、初めてそのフル装備の状態で、稼動させて頂きますので、えーまあ、今言った観光振興にも必要な、あーコンテンツだというふうに認識しておりますので、まずは、あの売り上げが伸びていきますように、みらい機構としてもですね、周知を図りながら運営して行きますが、終わった段階の決算状況を見ながらですね、そしてそれが、また町として補助が必要かどうかという事はですね、また来年の部分でですね、色々と分析をしながら検討して行ければという風に思っております。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

という事は、えー、この事業がある限り、江差町は続けて、あの一、まあ、やるやらないは別にして、あの一これを出す意向であるという認識でいいですね、そしたら。

「追分観光課長」

追分観光課長。

(議長)

追分観光課長。

「追分観光課長」

えー、その間ずっとという事について、今の段階では中々明言は出来ません。

今、先程、同じ繰り返しの答弁になってしまいますが、まずは、フル装備での稼働が今回初めてでございます。

えーコロナも明けました。まずは利用周知に向けてPRして頂きながら、まずは、あの一自走化出来るようにですね、売り上げを伸ばしていく努力はさせていただきますが、結果によるものですから、あー現段階では、あの一この先もずっとという事の答弁はですね、なかなか今の段階では、ちょっと出来ないという事でご理解を頂ければという風に思います。

「増永議員」

はい。わかりました。

(議長)

小梅議員

「小梅議員」

はい。

えーと私も、みらい機構とぷらっとの事で、お聞きしたいと思ったんです。

でも先程の1番目で、室井議員さんの方から質問が出まして、それ答弁聞きまして、あ、そうなのかと思って、それは一応取り消したいと思います。

えーっと、でも、あの一、私一番先に、んーと、資料見まして、えーと思ったのが、決算、決算実績、決算って書いていながら、収支が0となっているというのは、これはなんだろうと、そこがまず不思議に思ったんですね。

あと、細い数字色々ありますけども、それは言わない事として、あの収支0というのは、どういう事なのか、それをちょっと説明お願いします。

「追分観光課長」

追分観光課長。

(議長)

追分観光課長。

「追分観光課長」

はい。えー今回の資料で提示させて頂いております決算書につきましては、町の補助事業に対する決算書ということでございまして、収支同額という形になっております。

当然、あの会社でございますんで、えー会社につきましては、あの複式で、あの貸借対照表、損益で決算をされているものですから、この資料に関しては、町の補助対象事業に対する決算書という事での収支同額という事で、ご理解を頂ければという風に思っております。

(議長)

小梅議員

「小梅議員」

はい。そしたらですね、ここに出ている自己資金とか、なんとか充当金っていうのも、これが合ってるという事でもないんですか。分かんないです。

あとの細いところ、何かいっぱい聞きたかったんですけど、先程の質問聞いて、まあ、後からでもそういう事にします。

それともう1つ。えーと、やっぱりマリnpingの事ですけれども、えーと、令和5年で、5年度に359人で、2千、んーと248万9千円。んーと5年で548人、187万ってなってますけど、人数が増えているのに、金額が少なくなってるのはどういうことなんでしょう。

(議長)

追分観光課長。

「追分観光課長」

はい。えーあの一、人数増えている分に関しましては、令和5年度、あの一、マリnping1棟の整備とかもさせて頂いておりましたが、えー設置が例えば8月になってたりですね、えー人数増えてるのは、海洋体験といった部分の、あのサップであるとか、そういった事業の件数が増えておりまして、宿泊のマリnpingの方につきましてはですね、開始時期等も、ちょっと遅れた関係がありまして、あの一全体の利用者数は増えているんですが、収入に関しては、今言ったように、あの海洋体験の方の分が多かったものですから、前年対比で減少になっているということでございます。

「小梅議員」

わかりました。

(議長)

他に質疑希望ありませんので、追分観光課所管の予算並びに関連議案についての質疑を終わります。

説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 13:20

再開 13:22

(議長)

会議を再開いたします。

建設水道課所管の予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

「建設水道課長」

建設水道課長。

(議長)

建設水道課長。

「建設水道課長」(補足説明)

ご苦勞様でございます。宜しくお願い致します。

えー建設水道課所管の案件につきましては、議案第6号の一般会計予算の他、議案第13号、水道事業会計予算、議案第14号の公共水道事業会計予算及び議案第26号からの江差町給水条例の一部を改正する条例についてから、議案第29号の江差町公共下水道利用促進条例の一部を改正する条例についてまでとなりますので、よろしくお願い致します。

予算説明にあたりまして、いずれも会計におきましても、新規事業あるいは、主要な事業に絞りまして説明致します。

えー説明は、予算資料で説明させていただきます。予算資料は14ページからとなります。

まずは249番、町道五厘沢山崎線道路改良工事でございます。継続事業でございますので資料はございませんけども、現在進めております区間につきましては、今回提示をしております事業費9,100万をもって完成を見込んでいるところでございますが、国からの内容確認によりましては、令和7年度へずれ込む可能性もあるものでございます。

えー次に251番、町道陣屋榎川線道路改良工事でございます。定例会資料は、19ページとなります。

新規路線の道路改修工事でございます、公共下水道の環境整備と併せまして実施する道路改修工事でございます。道路改良延長は150m、工事費につきましては、4,620万円で単年度での完了を見込んでいるところでございます。

次に253番、橋梁長寿命化補修対策でございます。

こちら継続事業ですので資料はございませんけれども、先般の臨時会におきまして、請負の議決を頂き、繰越事業として現在、橋梁上部工を施工中の第3椴川橋架替工事でございますが、令和6年度につきましては、7,780万を計上しておりまして、江差側と上ノ国側の道路整備を行い、令和6年度内の供用開始を目指しているところでございます。

次に260番、豊部内川河床低下防止工事でございます。定例会資料は、20ページとなります。

えー豊部内川につきましては、令和3年、4年の2か年で、中洲土砂の浚渫を行ったところでございますけれども、更に上流部を目視により点検調査を行ったところ、河床低下が著しい所もあり、場所によりましては、既設の護岸基礎部が露出し、増水時に洗堀を受ける可能性もありますことから、護岸倒壊を未然に防ぐ観点から、2か年で河床低下防止対策を行うものでございます。えー令和6年度につきましては、調査設計と工事を予定しておりまして、併せまして4,070万を計上しているところでございます。財源につきましては、緊急自然災害対策事業債を活用し、実施するものでございます。

次に269番、江差町立地適正化計画見直し策定業務でございます。

えー立地適正化計画につきましては、令和元年度に策定したところでございますが、令和2年度の都市再生特別措置法の改正によりまして、居住エリアの安全を強化する防災指針を計画に追加することとされました、されたところでございまして、5年ごとに実施する事となっております計画の進捗管理と併せまして今回、防災指針の追加を行うもの、行うと共に、一部、都市機能誘導区域などのエリアの見直しの検討を行うものでございます。

えー事業費につきましては、628万6千円を計上しているところでございます。

以上が、一般会計でございます。

えー続きまして、議案第13号の水道事業会計予算でございます。

予算書につきましては、別冊の方となります。

えーまずは、予算書9ページの資本的支出、排水拡張、排水設備拡張費の中の主な事業でございますが、新規事業といたしまして、円山中央線の老朽化の更新工事でございます。

定例会資料は、21ページとなります。

昨年度、解体が完了しております、円山の町営住宅敷地内に敷設されていた水道本管ですが、本管の老朽に加えまして、ルートも明確になっておりませんでしたので、今回改めて町道内に本管を敷設するものでございます。

工事の概要ですが、ポリエチレン管50ミリを170m敷設するものでございまして、工事費につきましては、748万円を計上しているところでございます。

その他の事業につきましては、いずれも継続事業でございまして、令和3年度から着工しております朝日地区、えー朝日、旧朝日小学校から中網までの直線路でございますけれども、こちらにつきましては3,256万円を計上しているものでございます。

えー今年度から工事着手しております柳崎地区の老朽管工事でございますが、3ヵ年計画の2ヵ年目でございます、令和6年度は825万円を計上しているものでございます。

次に議案第14号の下水道事業会計予算でございます。

えーこちらにつきましても、予算書は別冊でございます。

えー下水道につきましても、予算書9ページの資本的支出、管渠建設改良費の事業内容でございますけれども、先程の一般会計でも説明致しました陣屋、楸川線の道路改良工事と併せて実施致します水道管渠の新設でございます。

定例会資料に戻しまして、19ページでございます。

えー当該路線につきましては、今年度実施設計を終えてございまして、えー全体の工事範囲といたしましては、旧江差駅から駅下の坂の下までの区間となるものでございます。

令和6年度につきましては、旧国道から檜山神社付近までの管渠の敷設を実施するものでございまして、延長につきましては250m、工事費につきましては3,600万円を計上しているところでございます。

えー次の同じく9ページの資本的支出、処理場建設改良費の事業内容でございます。

ストックマネジメント計画に基づきます下水道管理センターに係る建築附帯設備更新工事でございます。

えー昨年度からの継続事業ですので、資料ございませんけれども、今年度につきましては、建具工事等を行いまして、来年度は建物本体の外壁などの工事を予定しているものでございます。事業費につきましては、1億700万を計上しているところでございます。

以上が、公共下水道事業会計でございます。

えー最後になりますけれども、議案書の135ページ、条例の一部改正について説明をさせていただきます。

議案第26号から議案第29号までの条例の一部改正につきましては、関連がございますので、一括してご説明申し上げますが、今回の条例の一部改正にあたりましては、2つの理由がございまして、1つ目は、公共下水道事業が公営企業会計へ移行するため、12月定例会におきまして、条例の制定を議決頂いた、頂いたところでございますけれども、既に公営企業となっております水道事業会計と各種関連する条例につきまして、表現や文言の統一を図るため、条例の一部改正を行うものでございます。

理由の2つ目でございますが、これまで水道整備、管理行政の国の所管につきましては、厚生労働省の所管となっていたところでございますけれども、令和6年4月1日より水質及び衛生に関する水道行政事業については、環境省へ所管が変わり、それ以外の水道整備、管理行政事務については、国土交通省へ移管となりましたことから、町の条例につきましても、それぞれ関連する条項について一部改正を行うものでございます。

議案26号から29号の条例の一部改正に係ります新旧対照表につきましては、定例会資料のナンバー30から33で、えー記載となっておりますので、ご覧頂ければと思います。

以上が、建設水道課所管の議案にかかる説明となりますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありますか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、建設水道課所管の予算並びに関連議案についての質疑を終わります。説明員入れ替えのため暫時休憩致します。

休憩 13 : 31

再開 13 : 32

(議長)

会議を再開いたします。
教育委員会所管の予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

「学校教育課長」

学校教育課長。

(議長)

学校教育課長。

「学校教育課長」(補足説明)

はい。えーとそれでは、私から学校教育課所管分につきまして、ご説明させていただきます。新規事業中心に説明させていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

えー最初に、予算資料は15ページ、えー事業ナンバー300とナンバー304、小学校管理です。えー予算額は、合計で8,302万5千円。前年比1,704万1千円の増となります。同一事業名で2つに分かれておりますのは、学校教育課内で所管が分かれているためですので、予めご了承くださいと思います。

まず、主な増額の要因ですが、定例会資料の15、えー腐食による開閉不良の南が丘小学校電気室のドアの改修に170万3千円。

定例会資料の18、昨年10月の暴風雨により被災いたしました、江差北小学校の屋根とガラス窓の修繕に922万9千円。

その他、老朽化した学校備品の更新や、学校施設の改修が主な内容となります。

併せて、エアコン設置に伴います電気料の増額を見込んでおります。

えー尚、江差北小学校の修繕につきましては、当初被災時に修繕を行う予定でございましたが、えー調査の結果ですね、被災箇所以外の修繕が必要であることが判明致しまして、新年度で予算措置をする事としたものでございます。

尚、被災箇所につきましてはですね、保険金の方が適用される見込みとなっております。

次に、事業ナンバー３０５、小学校遊具等改修です。定例会資料は１６になります。南が丘小学校にございます木製ブランコの支柱が、腐食劣化により倒壊の恐れがあるため、修繕を行うものです。事業費は５５３万１千円です。

次に事業ナンバー３０６、江差小学校変圧器ＰＣＢ廃棄物等搬出及び廃棄処理です。定例会資料は１７になります。低濃度ＰＣＢ廃棄物については、令和９年３月３１日までに処理しなければならないことと、法律で規定をされております。町内の町立学校で、唯一残っている江差小学校の変圧器を処分するものでございます。事業費は６０５万６千円です。

次に予算資料１６ページ、事業ナンバーは３１６、小学校指導用教科書の購入です。

えー令和５年第４回定例会で補正を頂いた事業でございますが、新年度では、後期分で使用する指導用教科書を購入するものです。事業費は１２２万６千円です。

次に事業ナンバー３１９、中学校管理です。予算額は、２，４３５万８千円。前年比、４３１万円の増となります。増額の主な要因につきましては、江差北中学校の保健室の洗い場設置に９３万５千円。それから、江差中学校の吹奏楽の楽器購入に５２万１千円。あとは、学校へのエアコン設置に伴う光熱費の増加を見込んでございます。

えー次に、小学校、中学校共通の事業では、えー予算資料１５ページの事業ナンバー３０１と１６ページのナンバー３２０、学びのカたちづくり推進モデル事業補助金につきましては、１校当たり１５万円、令和５年度と比較致しまして、各校５万円ずつの増としたところでございます。

えー予算資料１５ページの事業ナンバー３０２と１６ページの事業ナンバー３２１、スクールバスの運行委託につきましては、合計で４，０９６万５千円、前年比で１，０９１万５千円の大幅な増となっております。これにつきましては、バスの燃料費の高騰や整備費単価の増加、更には人件費の増によるものでございます。

えー学校給食費の無償化事業につきましては、今年度も、えー令和６年度も引き続き実施を致します。小中合わせて１，６９４万６千円です。

次に予算資料１６ページ、事業ナンバー３４８の江差町上ノ国町学校給食組合負担金です。事業費につきましては６，１０５万５千円、前年比９１万円減となっております。

えーと、すいません。予算資料戻って頂いて、１５ページ、事業ナンバー２９９の職員人件費につきましては、所属が総務課となっておりますけれども、こちらにはですね、各学校に配置しております特別支援教育の支援員が含まれております。令和６年度につきましては、令和５年度で、途中で補正をいただきました各学校へ配置している学習指導員の他、新たに特別支援教育支援員２名を増員いたしまして、特別な支援が必要な児童、生徒に対応に当たる事といたしております。

最後に奨学金特別会計につきましては、予算資料３４ページに記載しておりますけれど

も、前年度からの大きな変更点はございません。予算総額につきましては、525万6千円となっております。

えー以上、学校教育課所管の予算説明を終わらせていただきます。

「社会教育課長」

社会教育課長。

(議長)

社会教育課長。

「社会教育課長」(補足説明)

それでは私の方から、社会教育所管の新年度予算について、ご説明させていただきます。

予算書は118ページから127ページ、予算資料は16ページから17ページのナンバー329からナンバー355番までの内、348番を除く26事業が社会教育課所管分となっております。

主な新規事業と主な事業のみ説明させていただきます。

予算資料16ページ、まずは事業ナンバー336番です。わくわく子ども広場運営モデル推進事業につきましては、冬期間における子供達の遊びを提供するため、文化会館大ホールを活用した広場を継続して実施するものでございます。予算額としましては、114万2千円を計上してございます。

次に、資料ナンバーの337番、プログラミングキャンプについてでございます。

プログラミング教育の必修化など、子供達がこれからの時代必要なスキルを習得する学びの場として小学生を対象としたプログラミング体験講座を開催するもので、予算額は、62万9千円を計上してございます。

次に、ナンバー338番の文化会館管理についてです。こちらにつきましては、楽屋のフローリング改修や外階段の一部修繕等のほか、主なものは指定管理の経費となります。尚、指定管理につきましては、令和6年度から新たな指定管理になるという事で、後程こちらの方につきましては、説明をさせていただきます。予算額は、4,875万9千円でございます。

ナンバー339番、文化会館図書館窓防水改修です。

図書館の窓の一部で、窓枠及び笠木のシーリング等が劣化しまして、雨が図書館内に入ってくるといような状況にあるため、これらを防止するために、改修を行うものでございます。予算額は215万2千円となっております。

次に、ナンバー346番の開陽丸船体現状確認調査でございます。令和4年度から実施しております開陽丸船体の潜水調査について、保存状況のデータ収集等、引き続き実施するほか、調査用資機材の購入等により、昨年より増額となっております。予算額は28万2千円でございます。

続いて、ナンバー351番のコンサドーレ札幌の連携事業でございます。

包括連携協定を締結致しました北海道コンサドーレと、それから江差町、上ノ国町の合同で、今年度、令和6年度につきましては、子供達を対象としましたサッカー教室を開催する予定でございまして、予算額は33万7千円を計上してございます。

次に、新規事業としてのナンバー355番、運動公園野球場三塁側ダグアウト扉改修でございます。

三塁側のダグアウト、あのベンチ側の入り口でございまして、こちらの扉のドアノブが腐食により破損し、開閉が困難となっている事から改修を行うもので、予算額63万3千円を計上してございます。

続きまして、議案第33号、指定管理の指定についてご説明致します。

議案書149ページ、定例会資料132ページの資料36になります。

先程、予算説明の文化会館管理費の中で説明した通り、江差町文化会館の新たな指定管理と致しまして、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間として指定管理を行うものでございます。

候補者につきましては、有限会社HKサービスを指定するものでございます。えーこちらの会社につきましては、現在のスタッフをそのまま、こちらの方の配置をするという事で、これらのノウハウを有しているという事で、えー安定的な、あー施設の運営を行うということと、として今回指定するものでございます。

指定管理料は、5年間で総額2億1,829万5千円。単年度としましては、436万、5千、4千、365万9千円となります。

こちらの維持管理につきましては、えー、これまでの指定管理に比べて、労務単価や維持管理経費の高騰という事で、現行の管理より若干比較して増額となっているものでございます。

以上、簡単ではございますが、社会教育課所管の予算説明を終わらせていただきます。ご審議方、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で補足説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えーすいません。えー文化会館の件でご質問致します。

えーと、私も一般質問でちょっとやらせて頂いた部分、まあご存じかと思いますが、

あの一まず1点。雨漏りの方の関係は、その後どのようなになったのか。

と、あと、んーと控室のカビ問題。その辺もどうしていくのか。

ちょっとその辺の2点、お願いします。

(議長)

社会教育課長。

「社会教育課長」

増永議員から2点のご質問がございました。

まず、あの前回、あのご指摘頂いた雨漏りの件です。

雨漏りにつきましては、えーと今、雨漏りしている所、えー業者、専門業者さんと、それからうちの建設課の、えー建築の技師と現状の方は見させて頂きました。で、えーと、若干雨漏りしている現状が、えーとまあ、要因として出ているのが、今の、なんだ、んーと表面を防水加工している所のひび割れが出ているという状況です。これは、施工のミスではなくて、躯体の状況から、ちょっとそういう亀裂が入るような、えー状況だということで、そちらの方を、あーの今、どういう形でいけるかという事で、建設課含めて検討させて頂きます。

で、それも、ど、この方法がいいのか、この方法が確実にいいのかというところ、少し今検討して進めたいという事で、おりますのでご理解頂きたいと思います。

それと控え室の問題です。

えーと控え室カビにつきましては、えーと、まあご指摘があった部分は我々も確認します。で、今現在、今年度の今2月、3月の中で、今、控え室のカビに壁、それから屋根の改修、それから畳の表替え等行ってます。

で、和室につきましては、一部、来年度、一気ではないんですけども、一つフローリング化するなどの改修を進めていきたいと。

それと併せて湿気対策としての、えー除湿器、こちらは一気に全部ではないんですが、まずは試験的に1部屋、2部屋入れて、その状況をまず確認しながらということで、少しずつその対策は進めていきたいと今、あの今年度の事業の中で動かして頂いております。

以上でございます。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

ありがとうございます。

すいません。えー前向きに、早めに、お願い致します。以上、宜しくお願い致します。

(議長)

他に質疑希望ありませんので、教育委員会所管の予算並びに関連議案についての質疑を終わります。

以上で、令和6年度各会計予算並びに関連議案についての質疑を終了致します。

14時まで休憩を致します。

休憩 13:46

再開 14:00

(議長)

会議を再開いたします。

これより各議案について討論採決を行います。採決の順は条例先議で行います。

日程第2、議案第16号、江差町コミュニティプラザえさしの設置及び管理に関する条例の制定について討論採決を行います。

お諮りいたします。本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め直ちに採決致します。

議案第16号、江差町コミュニティプラザえさしの設置及び管理に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第16号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第3、議案第17号、江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、討論採決を行います。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第17号、江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第17号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第4、議案第18号、江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第18号、江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第18号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第5、議案第19号、江差町青少年問題協議会条例を廃止する条例について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第19号、江差町青少年問題協議会条例を廃止する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第6、議案第20号、江差町看護職員養成就学資金貸付条例の一部を改正する条例について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第20号、江差町看護職員養成就学資金貸付条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第20号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第7、議案第21号、江差町学童保育設置条例の一部を改正する条例について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第21号、江差町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第21号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第8、議案第22号、江差町介護保険条例の一部を改正する条例について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第22号、江差町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第22号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第9、議案第23号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関連条例の整備に関する条例の制定について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第 23 号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関連条例の整備に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第 23 号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第 10、議案第 24 号、江差町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第 24 号、江差町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第 24 号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第 11、議案第 25 号、江差町港湾管理条例の一部を改正する条例について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第 25 号、江差町港湾管理条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第 25 号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第 12、議案第 26 号、江差町給水条例の一部を改正する条例について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第 26 号、江差町給水条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第 26 号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第 13、議案第 27 号、江差町水道の敷設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第27号、江差町水道の敷設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第27号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第14、議案第28号、江差町公共下水道条例の一部改正する条例について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第28号、江差町公共下水道条例の一部改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第28号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第15、議案第29号、江差町公共下水道利用促進条例の一部を改正する条例について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第29号、江差町公共下水道利用促進条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第29号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第16、議案第6号、令和6年度江差町一般会計予算について、これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(議長)

ありませんね。

次に、原案に賛成の発言を許します。

「大門議員」

議長。

(議長)

大門議員。

「大門議員」

討論に先立ち、元日に発生した能登半島地震において、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたします。

また、この間、江差町は、えっ。この間、町では友好都市の珠洲市に対し、迅速に職員の派遣を行い、被災された方々の避難所の運営支援を行ったほか、義援金の呼びかけや、ふるさと納税の代理受付を行うなど、幅広い支援の対応を取られた事に対し、町長をはじめ職員の皆様に敬意を表したいと思います。

それでは令和6年度一般、江差町一般会計予算について、賛成の立場から討論致します。議員の皆さんもご承知の通り、当町の財政は数年来、予断を許さないような状況が続い

ております。

このような状況下で、限られた財源の中、住民の高齢化、地域の人口の減少、コロナ禍で低迷した地域経済や産業振興の立て直しなど、多くの課題に対応した施策を具現化した予算編成であります。

令和6年度は、3期目の照井町政が折り返しを迎える事となります。

重点施策としましては、高齢化社会を見据えた住民の足を確保するための、北部地域でのバス路線の見直しや、江差マースを活用した取り組みのほか、これまで上町中心地域において空き地となっておりました旧エコビル跡地を活用し、地域コミュニティの創生を寄与、寄与するコミュニティプラザえさし、通称エコーの供用開始を上町地区の活性化にも、つな、繋がるものと期待しております。

北の江の島構想においては、町民のノウハウを活用した拠点施設整備のぐ、具体化や運営方針を見据えたものとなっております。

一次産業においては、北部地域により、おける、水田の効率的経営を目指した基盤整備事業や育てる漁業の支援強化など、継続した取り組みを進めております。

檜山沖で計画されている洋上風力発電事業など、自然エネルギーを資源化し、将来的には地域経済の活性化にもつながるものと期待しております。

また、防災情報伝達システムの構築のために、実施設計費や消防大型タンク車の更新など、防災対策への取り組みや、近年の温暖化に伴う酷暑から子供たちを守るための町立小・中学校へのエアコンの設置費用の計上など、早急な対応を地域の皆さんが安心安全に暮らせるために、大いに評価できるものです。

更には、町道や橋梁、上下水道など、地域住民の生活を、生活基盤を支える継続的なインフラの整備に加えて、江差のシンボルである、かもめ島中央遊歩道の擁壁補強工事の実施など、町民並びに観光客、安心安全の確保に取り組まれております。

これまで精力的に行ってきた町民との対話や、各種団体からの要望なども踏まえ、限られた財源ではありますが、江差町が抱える諸課題の解決に向けた積極的な姿勢が見られる予算内容となっており、賛成すべき予算であるのと強く確信するものでございます。

江差町の新たな魅力づくりと、地域経済の活性化、町民が住み続けたいと思える行政サービスの継続などに向け、職員の英知を結集し、邁進されますようご期待申し上げ、賛成の立場からの討論と致します。

何卒、議員各位の賛成を宜しくお願い申し上げ、私の賛成の討論とさせていただきます。

(議長)

他に質疑希望ござ、あー、他に討論希望ございますか。

(「なし」の声)

(議長)

討論なしと認め採決に移ります。この採決は、起立によって行います。

議案第6号、令和6年度江差町一般会計予算について、原案に賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第17、議案第7号、令和6年度江差町国民健康保険費特別会計予算について、討論採択を、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第7号、令和6年度江差町国民健康保険費特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案7号については、第7号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第18、議案第8号、令和6年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第8号、令和6年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第19、議案第9号、令和6年度江差町介護保険特別会計予算について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第9号、令和6年度江差町介護保険特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第20、議案第10号、令和6年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第10号、令和6年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第21、議案第11号、令和6年度江差町港湾整備事業特別会計予算について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第11号、令和6年度江差町港湾整備事業特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第22、議案第12号、令和6年度江差町奨学金特別会計予算について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第12号、令和6年度江差町奨学金特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第23、議案第13号、令和6年度江差町水道事業会計予算について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第13号、令和6年度江差町水道事業会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第24、議案第14号、令和6年度江差町公共下水道事業会計予算について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第14号、令和6年度江差町公共下水道事業会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第14号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第25号、25、議案第15号、江差町財政調整基金の処分について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第15号、江差町財政調整基金の処分について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第15号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第26号、議案第32号、指定管理者の指定について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第32号、指定管理者の指定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第32号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第27、議案第33号、指定管理者の指定について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第33号、指定管理者の指定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第33号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第28、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを、議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

任期満了に伴う固定資産評価審査委員会委員に、檜山郡江差町字本町170番地3、山田清美氏、昭和34年10月26日生まれ、64歳を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご審議の上、同意頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明を終わりました。

お諮りいたします。

本案については人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり、江差町字本町170番地3、山田清美氏、昭和34年10月26日生まれ、64歳を固定資産評価審査委員会委員として選任することに賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、同意第1号については、原案のとおり同意することに決定致しました。

(議長)

日程第29、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

任期満了に伴う人権擁護委員候補者として、檜山郡字、失礼いたしました。檜山郡江差町字田沢町559番地4、中野孝弘氏、昭和47年12月9日生まれ、51歳を推薦することにつきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

ご審議の上、同意頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明を終わりました。

お諮りします。

只今、議題となりました諮問第1号については、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり、江差町字田沢町55番地4、中野孝弘氏、昭和47年12月9生まれ、51歳を人権擁護委員候補者として適任である旨の意見を添えて答申することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、諮問第1号については、原案のとおり、答申することに決定致しました。

暫時休憩致します。

休憩 14 : 23

再開 14 : 30

(議長)

休憩を閉じて再開いたします。

以上で、今定例会に付議された案件は、全て議了致しました。

これで会議を閉じます。令和6年、第1回江差町議会定例会を閉会します。

皆さん、2日間大変ご苦労様でした。

ご協力ありがとうございました。

閉会 14 : 31